

きたいというふうに思いますが、ただ、ちょっとと質疑の順番、通告の順序を変えまして、先に復興庁に一点お伺いをいたしたいと思います。

先週、三月十一日で、東日本大震災から十年になりました。私自身、東北の出身の人間として、この十年間、被災地の現場で、政府の職員の皆さん、また自治体の皆さん始め、本当に皆さん頑張つていただいたというふうに思っています。

しかしながら、現実、この十年たった今でも、私の地元山形も含めてあります、まだにたくさんの方々が避難をされている、避難を余儀なくされているというのが現実です。これはやはり、福島の第一原発の事故によつて、放射性物質の影響がいまだに色濃くあるんだということが事実であります。

一点、私は、そのときに、この十年という機に、これまでの放射性物質に対する対応を一度、本当にこれでよかつたのかどうかといった点も含めてよく検証して、そして次、前に進むという段階に私は来ているというふうに思います。

一点だけ復興庁にお伺いをしたいのは、私自身、放射性物質の影響という面でいえば、十年前たつ現在でも、福島県を中心にして、例えばですかれども、野生の山菜、そしてキノコについては、いまだに出荷制限が続いています。結果として何が起こっているかといえば、山林が、人が入りませんから、荒廃をしているんです。結果、そういう地域の復興に支障が生じているというのが現状だというふうに認識をしています。

本件については、私自身、震災当时、農林水省で出荷制限の仕事をしていたという経緯もあって、ずっとこの十年間、問題意識を持ち続けてきました。

今年に入つて自民党でもPTをつくりまして、先日、復興大臣に、食品の出荷制限の在り方についての提言をさせていただいたところであります。現在、一般的の食品全てについて百ペクレルといふ基準になつています。これは、全ての食品が百

ペクレルという基準で出荷制限。そこでどうするかという対応を求められますので、ほとんどの食品というものは、実はもうほとんど検出をされないわけです。しかしながら、生産管理ができない野生のものというのはどうしても百を若干超えててしまうというのが現状で、出荷制限がかかって、山が荒廃をするという状況にあります。

私は、是非お願いをしたいのは、原発事故から十年がたった現在、現在の基準値の在り方、そして、少なくとも、生産管理できるものとそうでない野生のものとでやはり見直していく、そして、検証し直して、科学的データを積み上げた上で、必要があれば見直しをするということが必要だというふうに考えております。

これはもちろん消費者保護というのを大前提にした上でやつていただきたいことだと思いますが、これについて復興庁の受け止めと今後の取組をお伺いしたいと思います。

○角野政府参考人 お答えいたします。

東京電力福島第一原発事故から十年が経過し、食品中の放射性物質について、様々な科学的知見やデータが蓄積されてきているところでございます。

先日、復興大臣に手交いたしました食品等の出荷制限のあり方検討プロジェクトチームの提言におきましても、例えば、実際に平均的な食事をした場合に受ける追加線量は、放射線防護上の最も厳しい目安である追加線量年間一ミリシーベルトの〇・一%程度と十分低いこと、また、基準値を超過する農林水産物は、近年、生産管理が可能な品目についてはほぼゼロである一方、御指摘いたしましたとおり、野生キノコ等の生産管理が困難な品目については数十ペクレル程度超過しているものが少數ながらも見られる状況であることを、一方、国際的なガイドラインやEUの基準値においては、摂取量が極めて少ない食品、いわゆるマイナーフードについては一般食品の十倍まで認めていることなどの明らかとなつた事実が整理されていておりました。

さることながら、私は、最初の雪というのにはならないわ

けです。ところが、今年は、十二月中に雪下ろしをしておかない、恐らくその後、家が潰れるだろうというような状況の地域というのが本当に多數ありました。降り方も変わつてきているなどといふことも感じます。

現在、問題だと私が感じているのは、豪雪地域、例えば私の地元、十七市と町がありますが、そのうち十四が特別豪雪地帯なんです。その地域で何が進んでいるかといえば、高齢化です。高齢化が物すごい勢いで進んでいて、なかなか雪への対応、個々人でやれと言われても、だんだんそれが正直言うと厳しくなつてきている。

私は、是非大臣に問題意識を共有させていただきます。

これまでなかなか冷静な議論というのができるなかで、この機に、科学的データに基づいて、そして、やはり消費者の保護というのを第一に、また、これは難しいテーマでありますから、いろいろな誤解なんかも生じやすいテーマだと思いますので、是非、リスクコミュニケーションを丁寧にやっていただきて、前に進んでいただければならないふうに思っています。

○鈴木(憲)委員 ありがとうございます。

これまでなかなか冷静な議論というのができるなかで、この機に、科学的データに基づいて、そして、やはり消費者の保護というのを第一に、また、これは難しいテーマでありますから、いろいろな誤解なんかも生じやすいテーマだと思いますので、是非、リスクコミュニケーションを丁寧にやっていただきて、前に進んでいただければならないふうに思っています。

もうこれで復興庁の皆さん結構ですので、御退席ください。

次に、ちょっと済みません、順番を変えて恐縮なんですが、豪雪への対応についてお伺いをいたしたいと思います。

今年の冬、実は大変な雪でした。私自身も、特別豪雪地帯というふうに指定を受けている場所に私自身の家もありますが、住んでいて、今年は、正直言うと、一週間の間、怖いなと思われるぐらいの降り方がずっと続いて、一回も降りやまなかつたという一週間がありました。

何を感じたかというと、もし何も自分がしなかつたら、恐らく家から出られない。そして、雪下ろしも、例えば十二月いっぱいというのは、最初の雪というのには降りますけれども、普通

けです。ところが、今年は、十二月中に雪下ろしをしておかない、恐らくその後、家が潰れるだろうというような状況の地域というのが本当に多數ありました。降り方も変わつてきているなどといふことも感じます。

現在、問題だと私が感じているのは、豪雪地域、例えば私の地元、十七市と町がありますが、そのうち十四が特別豪雪地帯なんです。その地域で何が進んでいるかといえば、高齢化です。高齢化が物すごい勢いで進んでいて、なかなか雪への対応、個々人でやれと言われても、だんだんそれが正直言うと厳しくなつてきている。

私は、是非大臣に問題意識を共有させていただきます。

私は、横浜でして、委員の地元のように、あるいは豪雪地帯のように、何メートルも積もることがあります。

○小此木國務大臣 おはようございます。

私は、横浜でして、委員の地元のように、あるいは豪雪地帯のように、何メートルも積もることがあります。

その中で、昨年の雪の降る時期を見越して、

様々な警戒はしておりました。

そして、今年になりましたから私は新潟に参りましたけれども、雪の国は初めてではありませんけれども、やはり去年が雪は降らなかつたということもあって、意識的には非常に今年の雪に対する恐れがあつたということで、町を歩かせていた

だいた中で、雪が屋根に本当に積もつて、下の玄関とかも戸が開かなくて困っている御婦人の姿を見かけたり、そういうことがございました。一刻も早くその雪を取り除かなきやいけないという気持ちになりました。

この冬の大雪においては、四県二十四市町村において災害救助法が適用されています。災害救助法の適用により、降り積もつた雪によって自宅が倒壊をして生命又は体に危害を受けるおそれが生じた場合は、障害物の除去として除雪を行うことが可能ではあります。

また、高齢者等の雪下ろしについて自治体が財政支援を行う場合、その経費に対しては特別交付税措置が講じられているものと承知をしていますし、こういったことから、先ほど申し上げたような感触も受けながら、総務大臣や国交大臣と連携をいたしまして、この冬の大雪被害について、史上初めてになりますけれども、一月中に特別交付税措置の繰上げ交付を実施するなど、政府として迅速な対応にできるだけ努力をしてまいりました。

さらに、除雪について、ボランティアの活用や建設関係団体等による広域的な応援の促進等による人材の確保も重要な課題であると考えております。これは、引き続き、関係省庁や被災自治体と連携をして、必要な、議員が訴えられる観点からも、しっかりと対応してまいりたいと思います。

○鈴木(憲)委員 ありがとうございました。

雪というのは、春になるとなくなっちゃいますので、なくなっちゃうと、ああよかつたねという気持ちにもちろんなるわけなんですが、やはり、冬場の感覚を申し上げると、本当に恐怖でした。

是非、この感じを政府の中でも共有をしていただき

いて、今後プラスアルファで何ができるのかといふ視点で物事を見ていただくことが私は大切だと見ていますので、今日はそうした問題意識をちょっと提案をさせていただければというふうに思いました。

次に、豪雨災害の、今日メインの質問になりますが、対応について、幾つか、お伺いをするのですが、同時に、私自身の問題意識と提言をさせていただ

きたいというふうに思います。私の地元、野川というところが氾濫をして、かなり浸水の被害が出たんですけども、そのときに言われたのは、五十年に一度の水害とか百年に一度の水害だというふうに言われました。ああ、なるほどなとうふうに思ったところ、翌年も更にひどい規模で氾濫をしました。昨年、金子委員長の御地元の球磨川が本当に大変な状況だったというふうに思いますが、同時期に、山形県の本流である最上川も氾濫をいたしました。今まで越えたことのない場所から水が越えてきて、要するに、警戒をしていた場所と違うところから水が来たので、正直、集落の皆さんには本当に驚いたという状況がありました。なので、これと連携をして、必要な、議員が訴えられる観点からも、しっかりと対応してまいりたいと思います。

豪雨災害が起きますと家がどういう状況になるかというと、これは、村山市の最上川が氾濫した

場所の、まさにその直後の、避難をして帰られた

らこういう状態だったというのと、この被害があつた場所の小屋の様子です。土砂がどのくらい積もっているかといいますと、大体二、三十センチは軽く土砂が積もっている状況です。

この裏をちょっと見ていただきたいんですが、災害が発生した後にどういう手順で生活の再建まで至るかというと、災害が発生をして、人命に関することがあれば救急救命ということになります。そして、避難誘導があつて、避難所が開設をされ、避難所から戻ったときに、この赤字で書いてあります瓦れきや汚泥の除去、そして清掃、消毒をして、その後に、必要があれば家をリフォーム若しくは再建をしていくことになります。

この②から④のところは、主に行政の機関がメインでやります。(6)の生活再建のところも、今でいえば被災者生活再建支援制度というのがあります。私も、何回も水害を経験していると、現場にお伺いをするんですが、そのたびごとに親戚の皆さん方が集まつたり、若しくは全国からボランティアの方々が来ていただいて、本当に暑い中、大変な思いをして、一つ一つの物を洗ったり、そして土砂をかき出したりという作業をしてくださっています。

しかしながら、昨年ちょっとと思ったのは、コロ

ナがありまして、ある町では、やはり町の外からはボランティアを基本的には受付をするのをやめようという判断をされた町もありました。結果、何が起こるかというと、人手が当然足りませんから、想定よりもすごい時間がかかりましたし、現場に何回もお伺いをしましたが、ちょっとそこは想像を絶するなというような感覚を受けました。

私は、今日、まず申し上げたいのは、瓦れきや汚泥の除去のところにも、ボランティアの方が集まるようなケースの場合はいいですが、そうでない場合のことにも備えまして、やはり行政としても少し関与、支援が必要ではないかというふうに思います。

○青柳政府参考人 お答えいたします。

家屋が被災した場合には、まずは家屋の所有者、住人の方々が瓦れきや瓦れきの撤去、清掃等を行うことになりますけれども、その際に、ボランティアが被災者による撤去や清掃等を手助けするといった手助けを得られにくいということだと思います。

このために、昨年の七月豪雨災害の際には、熊本県の人吉市などにおいては、自ら土砂や瓦れきを家屋内から搬出することが困難な被災者の方々について、国が支援した上で、市が地元の民間団体に搬出作業を委託して、被災者の支援を行つたというところがござります。

コロナ禍の下では、このようなボランティア活動を公助により補うといったことが、官民がこれまで以上に連携して被災者支援に当たることが重要と考えておりますので、内閣府としても、こういった昨年のような取組をしっかりと推進してまいりたいと考えございます。

○鈴木(憲)委員 ありがとうございます。

人吉ではそういうふうな事例があつたというふうに思いますが、少なくとも私の地元では、なかなかそれは実は知られていないかったわけです。私自身も、そういうスキームが使えるということを実は先日初めてお伺いをしました。これから、各自治体、特に川沿いのところは何がどういうふうなことがあるか分かりませんので、是非、そういう制度があるのであれば、しっかりとやっていただきたいというふうに思います。

ただ、問題なのは、豪雨災害があるとかなり広範に実は被災しますので、単に、地元の事業者の方、誰かお願いしてねと言つて、すぐに手當て

がつかかというと、実はそうでもないんだというふうに思いますので、その辺も含めて、よく議論をしていただいて、考えていただければなどというふうに思います。

次に、災害ボランティアセンターの在り方についてお伺いをいたします。

基本的に、災害が起こればボランティアセンターが開設をされます。それは主に社会福祉協議会の皆さんがあつていただけていたというが私の地元の実態です。

昨年の夏に、災害ボランティアセンターの設置に係る人件費等については、災害救助法の国庫負担の対象にしていただいたというふうに思いますが、これについては本当に感謝を申し上げたいと思います。

しかしながら、このボランティアセンター、そもそも、社協の皆さん、頑張つていただいている、例えば二年連続で災害のあった社協であれば、かなりノウハウが蓄積をされたので、スマート様なことに二年目は対応することができましたが、本来、社会福祉協議会というものは、災害対応することをメインに設置をされているものではありません。

なので、私が本来この災害ボランティアセンターの役割を担うべきかということについても、もう少し、社協の皆さんお願いしますねという安易な、安易と言つたらちよつと怒られますけれども、單にそれで事が済んでいるからそれでいやということではなくて、やはり本質的にどうするべきなのかというのをそろそろ議論した方がいいのではないかというふうに感じます。というのも、少なくとも当分の間、社会福祉協議会の皆さんにお願いをするということであれば、少なくとも、スキルアップ、災害対応時にどうすべきかということへの支援や、若しくは、財政的基盤がしっかりとしているわけでも必ずしもありませんので、その辺の支援についても今後検討すべきではないかなというふうに思いますが、いかがでしょう。

○青柳政府参考人 お答えいたします。

御指摘のとおり、災害ボランティアセンターを社会福祉協議会が設置する例が大半であるところです。この社会福祉協議会の位置づけとして、市町村と既に協定を結んでいるところもあつて、現状で、もう既に地域で重要な役割を担つていると考えています。

ただ、一方で、NPOといった社会福祉協議会以外の者が設置するケースもあるということで、内閣府としては、社会福祉協議会に限ることなく、適切な方が設置していただければということです。

厚生労働省では、社会福祉協議会が災害ボランティアセンターの設置、運営を担う場合が多いことに鑑みて、平時からの取組として、社会福祉協議会が実施する災害ボランティアセンターの設置、運営に係る研修あるいは実地訓練に必要な経費に対して補助を行つて、災害時に円滑に災害ボランティアセンターを設置、運営できるよう支援をしているところでございますけれども、御指摘のようなボランティアセンターの設置、運営に係る議論については、全国社会福祉協議会、あるいはボランティア団体であるJ.V.O.A.D.、それから厚生労働省や、地方公共団体そのものの認識というところもありますから地方団体とともによく議論をしてまいりたいと考えております。

○鈴木(憲)委員 私の地元でも、当然、社会福祉協議会がやつていただいたところと、うちはやりませんというふうに言つて、ボランティアセンターが結果としては開設できなかつたという場所も実はありましたので、その辺、全国一律では限られているといった課題があると考えております。

このために、来年度から、「防災×テクノロジー官民連携プラットフォーム」というウェブ上の官民マッチングの場を設置しまして、自治体のニーズと民間企業の先進技術とのマッチングに加えて、自治体における効果的な活用事例の横展開といったことを図つて、自治体における先進技術の導入、あるいはデジタル化の推進を支援することとしております。

また、導入した先進技術を効果的に活用するためには、これまで委員おっしゃられますとおり、

しろ問合せの電話が、マスコミの皆さんも含めて毎日のようにすごいことになります。その問合せの電話に答えているだけで、結局、現場の職員の皆さんは被災者の方に本来はもつと労力を割くべきであるのにそれができなかつたりしたというのが、私の正直見ていたときの実体験であります。

それは、先日、サイボウズの方から災害支援プログラムについてのお話を伺いましたが、ICTを活用することで、例えば電話受付は、何もそこの現場にいる人ではなくて、東京で誰かが受けられるということも可能だつたりします。

そうしたことも含めて、私は、日頃からICTを使って発災時にどのように現場の負担を減らすのか、そして復旧作業に集中できるようになりますのかなど、これは更なる導入が必要だなというふうに感じますが、国の取組についてお伺いをいたしたいと思います。

○青柳政府参考人 お答えいたします。

委員御指摘のとおり、ICTを始めとする先進技術を活用することは、自治体の災害対応において現場負担を軽減する、迅速かつ円滑な対応の促進につながるものと考えておりますが、一方で、多くの自治体では、そういう技術を知る機会が限られているといった課題があると考えております。

このために、来年度から、「防災×テクノロジー官民連携プラットフォーム」というウェブ上の官民マッチングの場を設置しまして、自治体のニーズと民間企業の先進技術とのマッチングに加えて、自治体における効果的な活用事例の横展開といったことを図つて、自治体における先進技術の導入、あるいはデジタル化の推進を支援することとしております。

また、導入した先進技術を効果的に活用するためには、これまで委員おっしゃられますとおり、

日常からの訓練が重要でございます。令和二年度の総合防災訓練大綱においては、基本方針として、情報通信技術、ICTを活用した実践的な訓練を実施するということといたします。

内閣府としては、今後も、自治体の災害対応における先進技術の活用促進、そして負担軽減や円滑な災害対応のために、積極的にこういった取組を進めてまいりたいと考えております。

○鈴木(憲)委員 是非しっかりとやつていただきたいと思いますが、実際、自治体の皆さんもどうかといふと、やはり災害が起らないとなかなかこのことに対するは積極的に、もちろん、ふだんからそんな、忙しいわけですから、その中でもえりやほりこういうことを、しっかりと備えておこなうということを国としてしっかりプッシュをしてやつていただきたいと思います。

私は、この八年間の経験の中で、実は、すごく心強い存在だなというふうに思いましたのが、防災アドバイザーという方々であります。

山形県でも防災アドバイザー派遣事業というのを行つていまして、この趣旨は何かといいますと、一般市民の中から防災アドバイザー、要するに防災に関するプロを育成して、地域住民や自治会を訪問してもらい、防災講話や訓練等でアドバイスを行つていく、これによつて平時から啓発活動を行つて、いざというときにひどい被害にならぬに済むんだということなんですね。

例えですけれども、山形県の場合は、今、大体、行政や消防のO.Bの方を中心にして十名程度いらっしゃいます。例えば、赤澤副大臣の御地元の鳥取県の場合はだと何人ぐらいいらっしゃるかというと、百五十名です。県によってこのぐらい違いますね。

特に、私の地元の防災アドバイザーの方にお伺いをしたら、例えですけれども、女性の参画といふのは意外と少ないとか、あとは、防災アドバイザーの派遣というのは実は单発で終わつてしまつて、自治会からは、もうちょっと継続的に

やつていただぐとまた地域の意識というの全然変わつてくるのにな。というよくな声もあります。これは国の資格というわけではないんだというふうに思いますが私は、いざというときに地元にそれなりのノウハウがある人がいるということがいかに心強いか、そして日頃からの活動に変わつてくるかということだと思いますので、国としても防災アドバイザーの皆さんとしっかりと連携を私は図つていくべきだというふうに思いますのが、いかがでしょうか。

○荻澤政府参考人 お答えいたします。

地域の取組といったしまして、各地で自主防災組織の設立が進んでおりますけれども、消防庁といたしましては、その活動が活発に行われますよう、昨年度、リーダー育成に向けました標準的な研修プログラム、それに対応した教材の作成をいたしました。今年度は、その普及、活用促進における専門的な知見を有する方々の活用でございますけれども、これにつきましては、平成二十九年度から、そういう専門の方々の協力を得て行う自主防災組織の活動充実、また、地域には消防団といつたような組織もござりますので、そういった組織との連携事業、こういう先進的モデル事業について、消防団・自主防災組織等連携促進支援事業ということと、財政的な支援も行つております。

消防庁といたしましても、引き続き、そのような活動活発化に向けて取り組んでまいります。

○鈴木(憲)委員 ありがとうございます。
是非、これはもちろん民間の皆さんですけれども、その分、地元の人にとってみたら本当に親しみを持って、何か上からどうこうという感じではなくありませんので、国としてももう少し関わりを持っていただけで、連携を深めていただければというふうに思います。

最後に、時間もありませんので、防災集団移転

促進事業についてお伺いをいたします。

何回も水害に遭いますと、三回目という方がいらっしゃつて、三回水害に遭つたと。私も、そこ

のお宅に、実はこの八年間で要するに三回以上お伺いをしています。さすがに、昨年の夏に私が申し上げたのは、小さい堤防があるんですけれども、そこのかさ上げをしても、結局、水はそこを

も、そこのかさ上げをしても、結局、水はそこを更に越えてくるので、申し訳ないんだけれども、可能であつたら移転を考えた方がいいと思いますよ」という話をしました。市役所からもその話をし

ていただき、市として独自に予算を組んでもらつて、今回、実は同じ集落の中のちよつと高い場所に、親戚の家というのが、空き家があつたので、そこに移転をするということが、その家については実はできました。

私自身、何回も水害に遭いますと、防災集団移転の促進事業という仕組み自体は、今、国としてあるわけなんですが、これが五戸以上じやないと基本的に適用しないんです。もうちょっと前までは十戸以上でした。山間部で適用しようとする

と、五戸以上というのは実はすごく難しい要件なんですね。そもそも、そんな、五戸なんてありますんから。

こうしたことを踏まえると、私は、この要件の緩和というのは、もう少し柔軟に現場に、実態に合わせてなされていいのではないかというふうに思いますが、今後検討していただきたいという意味も込めて、国交省にお伺いをします。

○金子委員長 国土交通省渡邊大臣官房技術審議官、既に申合せの時間が経過しておりますので、簡潔に答弁をお願いします。

○渡邊政府参考人 お答え申し上げます。
防災集団移転促進事業は、地元の合意の下、市町村が事業主体となって、危険なエリアから安全な住宅団地に移転することを進めていく事業です。

また、移転先となる住宅団地については、地域コミュニティの維持や、持続可能な地域であり続けるように、一定の規模要件を設けているところ

ろです。一方、規模は、これまで十戸以上であつたところでございますけれども、小規模集落の移転に対応するために、令和二年度の予算において

なお、これらはあくまで移転先の住宅団地の規模要件であり、山間部など移転元が一戸ずつ散在している場合でも移転の対象とすることが可能になつております。

いずれにいたしましても、危険なエリアからの住宅の移転がより一層進みますよう、今後とも努めてまいります。

○鈴木(憲)委員 ありがとうございます。
○金子委員長 次に、岡本三成君。

○岡本(三)委員 おはようございます。公明党、岡本三成です。

質問の機会をいただきまして、ありがとうございます。

今日からちょうど一週間前、三月十一日で東日本大震災から十年。十二都道県で二万二千人の方が、お亡くなりになつたり行方不明になられました。改めて、心から哀悼の意を表します。

その後、最近、地震も大変多くなつてしまりました。一方で、毎年毎年水害が残念ながら起きています。改めて、心から哀悼の意を表します。

おりまして、百年に一度というのがほぼ毎年、信じられないような量の雨が降つてきています。

最近、気象庁の気象予測の技術が大変進歩をしておりまして、加えましてデジタル化も進んでおりまして、正確に情報が提供できるようになりますので、正確に情報を提供できるようになります。

されおりります災害対策基本法の改正案では、大規模災害が起こるようなおそれがあつて内閣の中に非常対策本部が設置された場合には、いち早く

広域避難そして事前避難ができるようにといふことで、国が自治体を支援する仕組みが盛り込まれています。

この仕組みに対しまして、その意義と効果、政

府はどういうふうにお考えになつていらつしやるか、答弁をお願いいたします。

される災害、水害、いろいろなことが言われております。特に市町村や都道府県をまたぐ広域避難では、大多数の住民を避難させるために多数の関係者と調整を行う必要があつて、円滑な対応が困難になることが想定されます。

このため、災害対策基本法の改正案では、災害が発生するおそれがある段階において国が災害対策本部を設置して、本部長から都道府県知事などに避難先の確保等のために必要な指示等を行えるようになりますことで、避難元の市町村における対応が円滑化されることが期待されます。

また、災害救助法の改正案において、おそれの段階において国が本部を設置した場合の避難所の供与等に対して国庫負担を可能とすることで、避難元の市町村が費用面でちゅうちょせず広域避難の実施を判断できるようになりますが、これも

ようになりますことで、避難元の市町村における対応が円滑化されることが期待されます。

○岡本(三)委員 現在の気象予測の能力からいに、平時から国として必要な支援を行つてまいりたいと存じます。

ますと、三日前には三日後にはどれくらいの雨が降るかというのを大変高い確率で予測ができるようになります。したがいまして、事前避難は本当に有効な手段だと思うんです。

東京二十三区の東側、江東五区に限つて言いますと、もし荒川と江戸川が同じタイミングで氾濫した場合には、大規模の被害想定は、住民の約九割、二百五十万人が水没地域に取り残されてしまうというような予測ですので、事前避難先をどう確保するかというのがすごく難しくて、二百五十万人の事前避難先なんです。

自治体に丸投げするにはかなり大規模な仕事をどうつてしまふに支援していくかといふことがこの確保の点で一番重要なと思ってるんですけども、広域避難先の確保に対してどのような基本方針に基づいて国は支援をしていくかとお考え

○青柳政府参考人 お答えいたします。

御指摘のとおり、荒川や江戸川の下流部に位置する江東五区では、想定最大規模の洪水が発生した場合には、浸水想定区域内に居住する最大約二百五十万人の住民の方々がいわゆる取り残されるというか、そこにおられるということで、二百五

十万人の方全てが域外に広域避難をしなければいけないということではございませんけれども、浸水状況に応じて、広域避難あるいは域内での避難、垂直避難や屋内での安全確保といった避難行動を適切に行う必要があるということではございま

す。このような避難では、いわゆる通常の公的な避難場所、避難所のみでは収容が難しいということをございますので、考得る様々な避難先の確保方策を検討する。これは今も、内閣府と東京都共同で首都圏における大規模水害広域避難検討会といふものを設置して、避難先として、通常の中学校等の避難場所に加えて、親戚や知人宅への自立的避難ですとかホテル、旅館等の活用、国や都などの公的施設、さらには民間施設の活用も検討しているところです。

基本的には、想定し得る避難先というのをあらゆるものと考えて、そこどりだけの人数を収容できるかというのを具体的にシミュレーションしていくということになろうかと思います。そういった検討については、五区、区の方に委ねるだけではなくて、やはり東京都とも連携して、国もしっかりと関与した形で検討は進めていきたいと考えております。

○岡本(三)委員 この広域避難を考えるときに、都道府県を越えて、例えば私は東京都北区に住んでいますけれども、実は埼玉県川口市は、もう本当に一キロ、二キロ先は川口市でありまして、都道府県を越えたような計画が必要になると思うんですけれども、是非、国として都道府県を越えた広域避難に対するガイドラインを示して、事前協議を円滑に進めるようなことをお願いしたいと思いませんけれども、その必要性について御答弁い

ただきたい。

もう一つ、今答弁いただいた中で、公的機関が持っているような施設を避難場所に提供するというのはすごく重要なんですね。

北区の中に、財務省の研修所が数年前に新しくできました。これは災害のときの避難場所に提供

していただけるということなんですねけれども、現場の自治体から上がって、それで、物すごい交渉を進めてやつとここまでたどり着いたんですが、これは国で、国が持っている公的機関を全部洗って、ここはいざというときは避難場所に提供できますよということを国でます決めていただい

て、そして、その自治体に、これは活用できますから必要だつたら是非お使いくださいというふうにトップダウンでその施設のリストを作つて自治体に送つていただきたいんですけども、いかがでしょうか。

○青柳政府参考人 お答えいたします。

まず、都道府県境を越えた避難の関係について、江東五区に限らず、各地で広域避難の検討が進められておりますけれども、なかなか円滑に進んでいるとは言えない状況でもございます。

このために、今般提出しております法改正に併せて、江東五区に限らず、各地で広域避難の検討が進められておりますけれども、ななかな円滑に進んでいます。

このため、全国での広域避難の取組を促進するため、広域避難の留意点や検討手順などの基本的な考え方について整理を行つて周知していく予定でございますけれども、なかなか一足飛びに方

がでしようか。

○青柳政府参考人 お答えいたします。

まず、都道府県境を越えた避難の関係について、江東五区に限らず、各地で広域避難の検討が進められておりますけれども、ななかな円滑に進んでいます。

このため、今般提出しております法改正に併せて、江東五区に限らず、各地で広域避難の検討が進められておりますけれども、ななかな円滑に進んでいます。

このため、今般提出しております法改正に併せて、江東五区に限らず、各地で広域避難の検討が進められておりますけれども、ななかな円滑に進んでいます。

○岡本(三)委員 自治体の方からしますと、避難場所に活用できる可能性のある公的な施設、特に財務省の方に相談をするというのは敷居が高いいんですよ。ときどきしながら相談しなきゃいけない

です。もう何か大変なんですね。ですから、まず国の方で決めて、自治体の方にしっかりと事前にお知らせいただけるように調整をお願いいたします。

この江東五区の一つである江戸川区なんですが、これも、公的な避難場所の確保、これは、住民全員分、主要な避難対象になる方分を確保するのが難しいというふうに判断いたしまして、そういう判断もすごく大切なんだと思うんです、その一つの解決策として、区民の方が事前に区の外に避難された場合に、その宿泊料を補助することを決めたんですね。東京都内の安全な場所の例えばビジネスホテル等で比較的安価に泊まれるところの値段等も調べまして、一泊三千円、最大三泊九千円まで区が事前避難する方に補助をすることを決定いたしました。

こうした試みは全国で多分初めてなんだと思いますけれども、本当に画期的だと思います。全ての自治体がそのように、他の区に避難したときにホテル代を補助するということが大切なじやなくて、その自治体の実情に合わせた形でできることを全て取り組んでいくという姿勢がすばらしいと思うんです。

今回のこの法案で、各自治体に対して、宿泊施設の確保ですとか、自力避難が難しい方々に対してもござりますから、しっかりとそこは検討していく

たいと思います。

また、國の施設の広域避難先への活用の関係で、これはちょっと種類が違いますけれども、昨年、コロナ禍で避難所として国等が所有する研修施設を貸出し可能な施設のリストを自治体に情報提供したところでござりますけれども、水害の関係で活用可能なリストというものについても、同様の取組をちょっと検討して、情報提供ができる

ようになりますから、しっかりとそこは検討していくと思います。

また、國の施設の広域避難先への活用の関係で、これはちょっと種類が違いますけれども、昨年、コロナ禍で避難所として国等が所有する研修

施設を貸出し可能な施設のリストを自治体に情報提供したところでござりますけれども、水害の関係で活用可能なリストというものについても、同様の取組をちょっと検討して、情報提供ができる

ようになりますから、しっかりとそこは検討していく

置された場合に、災害救助法の適用を可能としております。これによって、自治体が広域避難を実施する場合の費用を国庫負担により支援することができるように、ますなります。

自らの力では対応できない場合に行政が救助するという災害救助法の目的を踏まえますと、江戸川区の宿泊費補助は自ら避難できる方も補償の対象となるために、これら全てを国の支援の対象とすることについては慎重な検討が必要であるといいます。

災害のおそれの段階における避難先の確保は重要な課題がありますが、御指摘の事前避難対策費の改正による災害のおそれ段階における救助法の運用について、自治体とも連携をして円滑な事前避難の実現につなげるよう、まずは努めてまいりたいと存じます。

災害のおそれの段階における避難先の確保は重要な課題ありますが、御指摘の事前避難対策費の改正による災害のおそれ段階における救助法の運用について、自治体とも連携をして円滑な事前避難の実現につなげるよう、まずは努めてまいりたいと存じます。

○岡本(三)委員 大臣、ありがとうございます。

今回の法案をしっかりと成立させた後に、その中でもし不足があつたら更に改善をしていただけます。

この法案で、さらに、避難者の方の中で要支援者の方々の名簿を作るということに関して、個別の避難計画の作成が、これは努力義務ですけれども、義務化されています。けれども、現状では、この計画が策定されているのは約一二%ぐらいというふうに報告がされています。

この要支援者の方の避難ということのは、マンツーマン対策をしなければいけないです、輸送の手段や、本当にきめ細かい検討、準備が必要なんですかけれども、その策定には大変な時間を要すると

いうふうに想像されます。

一方で、水害は残念ながら異常気象の中では毎年起こってしまっておりまして、できるだけ早くこの要支援者の避難計画を作つていただきたいんです。

要支援者といつても、やはりいろいろな、その方の状況に合わせてカテーテゴリーができるというふうなことがありますけれども、いかがでしょうか。

○小此木国務大臣 今回の改正ですけれども、災害のおそれの段階において國の災害対策本部が設

把握をして、その経過を確認しながら、KPIもチエックできるようにしていただきたいというふうに思うんですが、早期にこの避難計画が策定できることや、支援をお願いしたいと思いますが、いかがでしょうか。

○青柳政府参考人 お答えいたします。

個別避難計画の作成に当たって優先順位というお話をございますけれども、やはり、まずはハザードマップ上で危険な地域にお住まいの介護が必要な高齢の方や障害者の方ということで、優先度の高い避難行動要支援者について取り組んでいただきたいと考えております。

推計ではございますけれども、現時点でこういった方々が約二百五十万人いるのではないかと考えてございます。

この優先度の高い方々について、おおむね五年程度で作成に取り組んでいただきたいと考えております。この優先度の高い方々については、おおむね五年程度で作成に取り組んでいただきたいと考えてお考えでございますけれども、その周知をよく図つて、この個別計画の策定が円滑に進むように取り組んでまいりたいと考えております。

○岡本(二)委員 是非お願いいたします。

浸水予測時間がもう来るのが迫ってきていたり、要支援者の方々の対応がなかなか、遠くまでお連れするのが難しいときに、垂直避難というのは大変有効な手段です。

先ほどの御答弁でも、公的機関のみならず、民間の建物等も活用しながら避難場所を確保しているといったふうなお話がありましたが、その一部の自治体は、例えば、スーパーマーケットのビルにいざというときに避難させていただけるような協定を結んだりしていまますけれども、これも、自治体がそれぞれ、自分の地域の中でどこ

だつたら垂直避難に対応できるかということをもちろん考えて、地域ごとに全然、どのビルがあるとか全然違いますから、違うと思うんですね。それが交渉に物すごく時間がかかるんですね。

それでお願いがあるんです、政府から、主要な業界団体、例えば、ドラッグストアチェーンとかスーパーマーケット協会とかショッピングセンター協会とか、あるいは、ガス会社もLPGガス等で地元で結構大きな企業でありますけれども、

かスープアーマーを持つていて、ガス協会とか、そういう主要な業界団体に政府から、もし自治体から水害のときの垂直避難の支援の依頼、場所の提供のお願いが来たときには積極的にその要請に応じてもらえないのかというのを、まずトップダウンでお願いしてもらえないですか。そういう土壤ができるいると、各自治体でその事業者と相談をする、要請をする、お願いをするときに非常にやりやすいので、トップダウンの業界団体の支援の依頼というのを是非お願いしたいんですが、いかがでしょうか。

○青柳政府参考人 お答えいたします。

御指摘のよう、江東五区のよう浸水する地域に多数の住民がいるケースでは、民間施設を避難場所として活用するということは重要でございます。既存の支援制度の紹介や周知、様々な支援策を講じることとしておりますけれども、その周知をよく図つて、この個別計画の策定が円滑に進むように取り組んでまいりたいと考えております。

○青柳政府参考人 お答えいたします。

御指摘のよう、江東五区のよう浸水する地域に多数の住民がいるケースでは、民間施設を避難場所として活用するということは重要でございます。恐らく葛飾区のケースだと思いますけれども、民間施設と協定を締結して、垂直避難先として、浸水しない高さにある駐車場を活用するというようなケースだろうと思思います。

御指摘のトップダウンというのはどういう形でというところはあるうかと思思いますけれども、関係団体による協力の推進というのは、やはり国がリードしてというところもあるうかと思います。

御指摘のトップダウンというのはどういう形でというところはあるうかと思いませんけれども、関係団体による協力の推進というのは、やはり国がリードしてというところもあるうかと思います。

強風によります屋根瓦の脱落等の被害を防止するため、屋根の耐風性能の向上は重要な課題でございます。

○黒田政府参考人 お答え申し上げます。

強風によります屋根瓦の脱落等の被害を防止するため、屋根の耐風性能の向上は重要な課題でございます。

○岡本(三)委員 これまでの伝統的な屋根瓦に加えまして、補修等については予算がついています。建築基準法で、瓦の緊結と金属屋根の使用を普及する観点から、新築住宅については、従来、屋根の端の端部であるとか上の部分の頂部、これをくぎ等で緊結することとされておりましたけれども、その他の部分、平部といふ部分で緊結することとされています。

加えまして、補修等については予算がついています。瓦屋根と同等以上の耐風性能を有しているというふうに考えておりますので、こうした金属屋根へ改修する場合も含めまして、改修に要する費用の一三%、これを国と地方で支援したいというふうに考えております。

以上でございます。

○岡本(三)委員 これまでの伝統的な屋根瓦に加えまして、補修等については予算がついています。建築基準法で、瓦の緊結と金属屋根の使用を普及する観点から、新築住宅については義務化するということになつていて理解をいたしました。

加えまして、補修等については予算がついています。建築基準法で、瓦の緊結と金属屋根の使用を普及する観点から、新築住宅については義務化するということになつていて理解をいたしました。

○黒田政府参考人 先ほど申し上げました新基準の適用につきましては、原則全ての屋根瓦をくぎ、ねじ又は、緊結するというような制度とする

御自分で判断できないんですね。本社に聞きますと、本社役員会にかかります、社長に上がりますというときに、各業界団体からその社長や主要な役員、その企業に対して、そういうときには積極的に協力していきましょうと言つて、その本社から事前に店舗に対してもそういうふうなメッセージが共有をされれば現場の相談がすごくやすくなりますので、これは是非やっていただきたいと思います。

続きまして、昨年の台風十五号、十九号のときに、物すごい強風だったので屋根瓦がどんどん飛んで、房総の地域を中心にブルーシートがずっとそのままだたたという記憶が皆さんの中にもまだ新しいのではないかというふうに思います。こうした強風の災害に対応するために、屋根瓦等の損傷を防止するため、国交省は、令和三年度の予算の中で耐風改修に対する補助予算を計上しております。

この調査結果を踏まえまして、昨年十二月、新規いただいておりますが、新年度予算案におきまして、既存の住宅、建築物の屋根を新基準に適合するような改修を促進するため、住宅、建築物の屋根の診断やその診断結果を踏まえた改修に対し、新たに防災・安全交付金等により支援を行います。

あわせまして、新年度予算案、今参議院で御審議いただいておりますが、新年度予算案におきまして、既存の住宅、建築物の屋根を新基準に適合するため、住宅、建築物の屋根の診断やその診断結果を踏まえた改修に対し、既存の住宅、建築物の屋根を新基準に適合する瓦屋根への改修をする場合だけではなくこととしたところでございます。

具体的には、住宅、建築物の所有者等が耐風性能の観点から新基準に適合しない屋根を新基準に適合する瓦屋根への改修をする場合だけではなくて、先生御指摘がございました金属屋根、これは元々、屋根に緊結されることになつておりますので、瓦屋根と同等以上の耐風性能を有していると

いうふうに考えておりますので、こうした金属屋根へ改修する場合も含めまして、改修に要する費用の一三%、これを国と地方で支援したいというふうに考えております。

以上でございます。

○岡本(三)委員 これまでの伝統的な屋根瓦に加えまして、補修等については予算がついています。建築基準法で、瓦の緊結と金属屋根の使用を普及する観点から、新築住宅については義務化するということになつていて理解をいたしました。

加えまして、補修等については予算がついています。建築基準法で、瓦の緊結と金属屋根の使用を普及する観点から、新築住宅については義務化するということになつていて理解をいたしました。

○黒田政府参考人 先ほど申し上げました新基準の適用につきましては、原則全ての屋根瓦をくぎ、ねじ又は、緊結するというような制度とする

としてあります。

この新基準につきましては、令和四年の一月一日、来年の一月一日より全ての新築建築物に義務化するということとしたいふうに考えていい

○岡本(三)委員 ありがとうございます。
最後に、地震災害につひてお伺ひいた

最後に、地震災害についてお伺いいたします

本年二月十三日の福島県と宮城県で起きました震度六強の、大麥強い地震でしたけれども、あの

ときに、東北新幹線は、約九百四十か所で電柱や架線の金具の損傷、そしてレールのずれが起きま

クリート製の電柱で生じてゐる」とから、各鉄道事業者は、このような高架橋上のコンクリート柱を中心耐震化を進めてゐるといひでござります。

いた。その被害により、応急復旧に十日かかりました。あれだけの被害を十日で復旧させるというのは、JRは本当にすごいなと思うんですねけれども、中でも、新幹線の電柱、これは二十本折れています。ちなみに、二〇一一年の三月十一日のときには、電柱は五百四十本折れていまして、全線復旧に四十九日を要しています。四十九日で復旧できたのもすごいと思うんですが、要は、地震が起きたときに新幹線が一日も早く復旧されといふのがどれほど重要かということを今回も改めて実感をしたわけです。

臣江口省として、新幹線の電柱の而震作の現れ
こう言つたら失礼ですけれども、ちょっとと大きな
地震が来るとすぐ折れちやうみたいなこういう状
況をどういうふうに認識しているのかというの
と、今後、国交省、国として、電柱を含む新幹線
全体の耐震化についてどのように取り組んでいこ
うと考えているのか、御答弁お願ひします。

三月十三日に発生しました福島県沖地震におきまして、東北新幹線では、電柱等が被災しまして一部区間で運転見合せとなつておりましたが、二月二十四日始発より全線で運転再開したところでございます。また、復旧作業が続いている箇所では、現在餘行運転が行われていますが、その復旧作業及び安全確保の見通しが立つことから、三月二十六日より通常ダイヤでの運行が開始される予定となつております。

クリート製の電柱で生じていることから、各鉄道事業者は、このような高架橋上のコンクリート柱を中心耐震化を進めているところでござります。

具体的には、東北・上越新幹線においては、関東エリヤや仙台エリヤなどにおいて重点的に耐震補強を進めており、令和二年末までに高架橋上約のコンクリート柱約二万本のうち約二千二百本の補強が完了したと承知しています。東海道新幹線では、ほとんどのコンクリート柱は盛土上にあります。高架橋上にある電化柱の耐震化は完了しているところでございます。また、山陽新幹線においては、南海トラフ地震により強い揺れが想定される地域における高架橋上のコンクリート柱の耐震化について、約三割が完了していると承知しております。

電化柱を含む今後の耐震補強につきましては、今回の施設の被害状況などを踏まえまして、JR東日本に対して、耐震補強の計画に問題がなかつたかなど、しっかりと検証するよう指示しているところです。国土交通省としましても、この検証結果を踏まえまして、必要な対策を検討してまいります。

○岡本(二)委員 小此木大臣、済みません、通告していないんですが、もし御所見があつたら是非お伺いしたいことがあるんですが、防災担当大臣として。

防災のための予算が少な過ぎると思うんですね。国交省全体の予算で公共事業へ六兆円、そのうち治水の予算は約九千億円です。毎年毎年これだけ、一回大雨になると百人以上の方がお亡くなりになつて、もし水害が起きると一兆円を超えるような灾害被害の金額になります。

も、今は本当に命を守るところを中心になつていて、以前よく聞かれた議論で、いやいや、日本で、公共事業というのはGDP対比でいうとOECDの諸国とほぼ同じ比率ですから十分やっていますと言わされましたけれども、OECDのほかの国で、震度六以上の地震がしそうちゅう来るようになります。國はありますけれども、水害がこんなに大変な國もありません。日本は比率的にも圧倒的に少ないと思うんですね。

私は、水害だつたら、事前防災のために本当に今予算の何倍も使つたつて、納税者の皆さん、国民の皆様は十分に御納得いただけだと思いますので、命を守るために予算として、防災のための予算、本当に少ないと思つていますので、大きくて伸びていただけるようお願いをしたいとすけれども、もし御所見、お答えできるのであればお願いします。

○小此木国務大臣 この委員会のテーマであります防災のほかに、国土強靭化という言葉もございまして、昨年の就任から様々な議論が行われたところであります。

いろいろな見地からこれは言えますが、私の地元も、一昨年の台風のときに、ラグビーのワールドカップができました。鶴見川あるいはその遊歩道がスタジアムそのものになつていていたわけですねけれども、昭和五十年ぐらいからの議論だったんですね。それが試合ができるんですね、ワールドカップのラグビーの試合が。しかも日本は勝つたということで大喜びだったんですが、そのとき初めて、ラグビーが勝つたということのついでのように、水防の計画が行われていたということがありました。認識をされたということも、これは初めてに近いことでありましたので。

○岡本(じ)委員 ありがとうございます。 よくBバイCと言われますが、防災のベネ フィットは人の命なので、BバイCは無限大だと 思いますので、是非異なる予算の増強をお願いい たしまして、質問を終わらせていただきま す。ありがとうございました。	○金子委員長 次に、近藤和也君。
○近藤(和)委員 石川県能登半島の近藤和也でござ います。どうかよろしくお願ひいたします。 今日、胸に着けていた花は、石川県の花でござ います。十年前に開発されたフリージアの一種 で、エアリーフローラという名前でございます。 約十種類の色がありまして、この季節に大体咲く 花で、旅立ちを祝う花とも言われています。花言 葉は希望でございます。希望あるこの委員会、議 論を進めていただけたらなというふうに思います で、よろしくお願ひいたします。 そして、質問に入らせていただく前に、小此木 大臣にまず御札を申し上げたいと思います。 先月、二月十三日の深夜に東北地方で大地震が 起きました。震度六強でございましたが、その二 日後に予算委員会で、グループ補助金の何とか例 外的な適用をできなかつて、急な質問 でございましたけれども、そのときにはすぐお答 えはいたませんでしたが、十日ばかり後に、 特例的にグループ補助金を適用させるということ で答えをいただきまして、被災地の各議員からた くさんお札をいただきました。そのまま大臣にお 礼としてお返しをしたいと思います。本当にあり がとうございます。	災害対応というのは、やはり柔軟に、いかに前 例があつたとしても、前例にないこともやつてい ます。

おとし、八ツ場ダムがオープンしましたけれども、これは大体造るのに五千億円です。五千億円で一番でかいダムを造って、それで一回でも水害を防ぐことができたら、経済的にもすごく効果がある。

予算も含めて、そんなに長い時間をかけるのではなくて、昭和五十年からかけるのでなくて、いろいろところで災害が発生する、その予防的な措置が議論されているわけでありますから、おっしゃるどおり、できるだけの努力をするために、予算確保のためにも力を尽くしてまいりたいと思

くことが大切だと思いますので、そういう柔軟な対応をこれからもしていただけたらと思います。

今日は花を着けてきたというのは、東日本大震災の復興ソングも「花は咲く」でございます。そして、やはり今回シヨックだったのが、震度六強でさえも十年前の余震だということですね。そして、これからもまだ余震が続く、十年ぐらいは続くといふことが言われています。まだ復旧復興をしていかなければいけない部分、たくさんあると思います。心の復興も含めて、そうです。こういった地域にずっと私たちを寄り添っていかなくてはいけません。

一方で、今日は大雪のお話をさせていただきたいと思いますが、先ほどの質疑の中からも、大雪そして豪雨災害、そういうお話をございまして。災害は忘れた頃にやつてくると以前言われていましたが、災害は忘れる前にやつてくる。そして、大臣は今、復興の大臣は二期目ということですが、二〇一七年の頃も振り返つてみれば、災害は次から次へとやってくる、そういう認識で当たつていかざるを得ないのかなというふうにも感じます。片方で復旧復興作業をしていきながら、片方では人命救助もしていかなければいけない。そして、やはり減災そして防災、それぞれのステージ、全国各地域、満遍なく気を使っていかなくてはいけないと思っています。

そして、その都度その都度の災害で、正直なところ、災害対策本部を立ち上げるということも、私はこれは物理的に無理が来るときが来るのではなくかなというふうにも思いましたし、先ほど前の委員の質問の中にもありました、予算面も含めて、やはり私は、防災ということで一つの序をつくる、省をつくる。これは、与党の国会議員の方で言われている方もいらっしゃいますし、私たちもそうすべきだというふうにも思っていますし、また、知事会であつたり関西の広域連合からもそういう声が上がっています。この防災庁、防災省をつくった方がいいのでは

ないかといったことに対する大臣の御所見をお願いいたします。

○小此木国務大臣 まず、近藤委員から二月の十五日に御質問いただいたと思いますが、十三日に

地震がございまして、私は御質問をいたしましたけれども、十年前の震災から、そして台風もあり、去年はコロナ、そして四重苦だという、もう県民の心は折れそうだという話を伺いましたけ

ども、あと十年ということですございますから。ただ、今回、東北地方の方々が復興庁に連絡をして、いやいや、自分たちじゃないよということ

で、結果的に右往左往してしまった、困つてしまつたといったことも現状でございます。一般的には復興庁であろうが内閣府であろうが区別はつきませんから、こういったことも含めて、窓口と

これは制度としてはなかなか、委員も御承知のように難しいものではありますけれども、総理の判断、指示がございまして、できたところであります。

今後も不斷の努力を重ねてまいりたいとは思いますが、その中での防災に関わる組織の在り方の話だと思いますけれども、一つ一つの例を挙げる

結果として、二日以上にわたり車の中でとどめ置かれてしまつたという方がたくさん出てしまつたわけですけれども、平成二十年の二月の国道八号線、石川県と福井県の間、そこからの経験知反省、どういったふうに今回生かされたのか、そして、生かしきれなかつた部分がどういった面であります。

内閣総理大臣の指揮の下に、内閣官房や内閣府が中心となつて省庁横断的な取組、連携をすることが非常に大事であるということ、そして、各省

担当大臣というのは第一の内閣総理大臣だ、それがぐらの私は意味合がるんだというふうに思つていています。どうかしつかり頑張つていただきたいなと思いますし、これは大臣に申し上げることではないですけれども、この災害対策特別委員会も、もはや特別ではなくて常設、常任の委員会としてずっと開いていくべき、これは国会の中で話し合うことですけれども、そういう位置づけに思つていています。

○吉岡政府参考人 お答え申し上げます。平成三十年二月の福井豪雪では、北陸自動車道の通行止めに伴い、並行する国道八号に交通が集中し、大型車の脱輪をきっかけに渋滞となりました。

そこで、省庁横断的ということでなければ、復興の話だと思いますけれども、一つ一つの例を挙げるには時間もかかりますけれども、私は、今のこの体制は十分とは言えないものの、これを続けていくべきだ、こういうふうに思つています。

内閣総理大臣の指揮の下に、内閣官房や内閣府が中心となつて省庁横断的な取組、連携をすることが非常に大事であるということ、そして、各省

担当大臣というのは第一の内閣総理大臣だ、それがぐらの私は意味合がるんだというふうに思つていています。どうかしつかり頑張つていただきたいなと思いますし、これは大臣に申し上げることではないですけれども、この災害対策特別委員会も、もはや特別ではなくて常設、常任の委員会としてずっと開いていくべき、これは国会の中で話し合うことですけれども、そういう位置づけに思つていています。

そこで、内閣総理大臣の指揮の下に、内閣官房や内閣府が中心となつて省庁横断的な取組、連携をすることが非常に大事であるということ、そして、各省

担当大臣というのは第一の内閣総理大臣だ、それがぐらの私は意味合がるんだというふうに思つていています。どうかしつかり頑張つていただきたいなと思いますし、これは大臣に申し上げることではないですけれども、この災害対策特別委員会も、もはや特別ではなくて常設、常任の委員会としてずっと開いていくべき、これは国会の中で話し合うことですけれども、そういう位置づけに思つていています。

○吉岡政府参考人 お答え申し上げます。平成三十年二月の福井豪雪では、北陸自動車道の通行止めに伴い、並行する国道八号では、約千五百台の車両が滞留し、その排除に、委員御指摘のとおり、二日以上を要しました。

そこで、内閣総理大臣の指揮の下に、内閣官房や内閣府が中心となつて省庁横断的な取組、連携をすることが非常に大事であるということ、そして、各省

担当大臣というのは第一の内閣総理大臣だ、それがぐらの私は意味合がるんだというふうに思つていています。どうかしつかり頑張つていただきたいなと思いますし、これは大臣に申し上げることではないですけれども、この災害対策特別委員会も、もはや特別ではなくて常設、常任の委員会としてずっと開いていくべき、これは国会の中で話し合うことですけれども、そういう位置づけに思つていています。

○吉岡政府参考人 お答え申し上げます。平成三十年二月の福井豪雪では、北陸自動車道の通行止めに伴い、並行する国道八号では、約千五百台の車両が滞留し、その排除に、委員御指摘のとおり、二日以上を要しました。

この事象における反省点は、集中的な大雪時ににおいて、自ら管理する道路の通行止めを回避するため、道路ネットワーク全体として大規模な車両滞留の抑制を、通行止め時間の最小化を図ることを目標としてきたことでした。

このため、道路ネットワーク全体として大規模な車両滞留の抑制を、通行止め時間の最小化を図ることを目標としてきたことでした。

このため、道路ネットワーク全体として大規模な車両滞留の抑制を、通行止め時間の最小化を図ることを目標としてきたことでした。

このため、道路ネットワーク全体として大規模な車両滞留の抑制を、通行止め時間の最小化を図ることを目標としてきたことでした。

このため、道路ネットワーク全体として大規模な車両滞留の抑制を、通行止め時間の最小化を図ることを目標としてきたことでした。

このため、道路ネットワーク全体として大規模な車両滞留の抑制を、通行止め時間の最小化を図ることを目標としてきたことでした。

な立ち往生が発生し、長時間にわたり車内で待機いたぐなど、利用者の皆様には大変御迷惑をおかけしてしまったところです。

○近藤(和)委員 反省点がありながらも、こういうことが起きました。そして、通行止めをすることをいとわないようにしたけれども、結果的に大規模な、実質、通行止めになってしまったということです。

ここで、やはり予防的な通行止めを本来積極的にすべきだったと思いますが、どうしてできなかつたんでしようか。

○吉岡政府参考人 お答えいたします。
今冬の関越自動車道や北陸自動車道の事象においては、高速道路で断続的に立ち往生が発生していたものの、並行する国道においても渋滞や通行止めが発生していました。そのような状況の中で、高速道路において交通機能を確保しようと考え、その通行止めをちゅうちょしたことの大規模な車両滞留の発生や、その長期化の要因の一つと考えてございます。

このため、国土交通省では、関係省庁とも連携し、有識者から成る冬期道路交通確保対策検討委員会を開催して、平成三十年五月に福井豪雪などを受けたときに取りまとめた、大雪時の道路交通確保対策中間とりまとめの改定案について御審議いただき、今後、提言をいたぐ予定です。

この中間取りまとめでは、どちらか一方の幹線道路により交通機能を確保するというような考え方から、人命を最優先に、幹線道路上で大規模な車両滞留を徹底的に回避することを基本的な考え方として変更いたしました。

具体的な対策といたしましては、短期間の集中的な大雪時には、通行止めの予測の繰り返しの呼びかけ、対象の拡大、内容の具体化など、出控えなどの行動変容を促す取組、ちゅうちょない広範囲の通行止め、高速道路と並行する国道等の同時に通行止めと集中除雪による物流等の途絶の回避などを。

とにかく組むということが盛り込まれております。ただし、国土交通省としては、この提言内容を踏まえ、今後必要な改善を図ってまいります。

○近藤(和)委員 こういうことがなければ、私の地域の言葉で言えば、何でこれぐらいの雪で道路を止めるんやと怒られる可能性はあっただと思います。

ただ、一日、二日にわたる渋滞を経験してしまった、私も、金沢までいつもは一時間半ぐらいで行けるんですが、その日にちょうど金沢に用事があつて、行くときは二時間半、帰りは八時間かかりました。もうとんでもない目に遭つたわけですけれども、こういう状況になつてしまえば、通行止めをするということ、予防的に、積極的にやることとは多くの方の支援というか理解を得られる可能性がありますので、何とかこういうことがもうないよう頑張つていただきたいなというふうにも思います。そして、やはりその場に行かないという、この協力をいたぐことに対しても相当な準備が必要だというふうに思います。

ちょっと時間がなくなりましたので、チエーン規制のことについても聞きたかったんですが、チエーン規制については、今回、チエーン規制のところを規制をかける前に、しかも、その違うところでも、降雪量に応じて毎年度の工事量が大きく変動するというものでございまして、この工事量に応じて支払いがなされるということから、受注者にとって不安定になりやすい傾向にございます。

例えば昨年度は、御指摘のように、全国的に記録的な少雪となつたことから、作業員の確保や重機の維持といった固定費さえ賄うことが困難になりました。このため、これまで、国土交通省では、直轄工事の積算基準の改定であるとか、あるいは保険商品の活用の検討などを取り組んできたところでございましたけれども、これに加えまして、本年度、作業員の確保や重機の維持といった最小限必要となる固定経費を計上する方法を検討いたしました。

そして、除雪ということは、業者の方々、大変なのは分かるけれども、おらちやも大変やと、そういう業者の方々から御連絡をいただきました。特に、雪が降らないときでも、例えば車検や保険代、こういったものも随分お金がかかるわけですね。こういう固定費のところを何とかしてく

れないと、もうやめるよ。今年の冬、言われましたが、四日間、寝すにずっと運転されていました。その方はまだ働き盛りの方ですからようですが、もうやめたとなれば全員に響くわざですから、この固定費を何とかしてほしいといふであります。

○東川政府参考人 お答え申し上げます。
冬期交通を確保する目的で実施するものであり、雪の多い地域では日常生活の中ではなくてはならないものだというふうに認識しております。一方で、この道路の除雪工事でござりますけれども、降雪量に応じて毎年度の工事量が大きく変動するというものでございまして、この工事量に応じて支払いがなされるということから、受注者にとって不安定になりやすい傾向にございます。

以上の大雪と、この大雪と、この除雪工事でござりますけれども、心構え、特に雪が降らぬ地域でお住まいでござりますから、何とか雪国の人間の悩み苦しみに寄り添つていただきたいのですが、やつていかなくてはいけないことがたくさんありますけれども、心構え、特に雪が降らぬ地域でお住まいでござりますから、何とか雪国の人間の悩み苦しみに寄り添つていただきたいのですが、いかがでしょうか。

○小此木国務大臣 先ほど鈴木委員のところでもお答えをしたのですが、今年、新潟に参りましたときに、本当に、悲痛の叫びといいますか、屋根に雪が降り積もり、引き戸を開けるのに苦労されていた御婦人の姿がもう頭から離れません。

そういう思いをまず大事にすることと、そして、できましたことは、特別交付税の繰上げ交付、これは支援策として取りまとめ、一月中にやつたということでは初めてのことだというふうに、私も初めてのことではありますけれども、そういう気持ちと、あるいは、委員からの、あるいはこの委員会からの御提案も踏まえながら、しっかりと雪の対策を前に進めてまいりたい、こういうふうに思います。

た。

雪害のことを申し上げましたが、雪は雪でいい

ところもたくさんありますので、どうか北陸地方もよろしくお願ひいたします。

ありがとうございました。

○金子委員長 次に、柿沢未途君。

○柿沢委員 柿沢未途でございます。よろしくお願ひいたします。

まず冒頭に、先ほどの公明党の岡本委員の御質疑の中で、江東五区の大洪水が起きたときの避難について、私も江東五区、江東区ですので、下町の議員として同じ地域で活動していますので共感をするところが多かつたんですけれども、垂直避難がありました。

ドラッグストア、スーパー・マーケット、ガス、いろいろな業界に垂直避難に協力するようにならかじめ是非指示をしてほしい、これは大変いい御提案だと思うんですけど、業界団体の中で一つ加えてもらいたいものがあるんですよ。それは何かというと、マンション管理業協会なんですね。

要は、下町で垂直避難といつたら、マンション。タワマンとかもあるわけです。だけれども、今、垂直避難でそうしたマンション、タワーマンションに逃げ込もうと思ったらどうなるか。みんなオートロックで入れないんですよ。結果、外部の近隣住民がそこに逃げ込もうと思つたて、入口で入れないわけです。

ですから、例え外階段を造つたりとかいうことを一方でやつているんですけれども、やはりこれは非常時ですから、プライバシーだとか言ってる場合でもないので、その場合は是非マンションのオートロックも開けるようにしてくださいということを是非御指示をしていただけるように、お取り計らいをお願いしたいというふうに思っています。

先ほどおっしゃっていたことは非つけ加えたいというふうに思いますが、通告していませんので御答弁は求めませんけれども、よろしくお

願いをいたします。

それでは、質問内容に入ります。

今日は、今のは災害に対する備えとして求められている対策というものが、現実の避難等に際して、本当に機能するものになっているのかどうか

ということを問いたいと思つております。余り難しい質問をするつもりはありませんので、大臣にお聞きをいただいて、適宜、御感想を求める場面もあるかもしれません。是非、そのときはその

とき感じられたことを御答弁いただければというふうに思います。

最近、河川の氾濫等の水害がかなり大規模化している。河川の氾濫等で地域全体が二階まで水没してしまうというような、そうした水害が多くなっています。あの熊本の集中豪雨の水害でも、川沿いの老人ホームが水没して、一階のお年寄りが逃げられずに、十四人も亡くなられてしまって、命からがら屋上に上がった人たちがボートで救出されています。あの光景を私たちも目にしているわけです。

土地の安い川沿いに老人ホームは建てられやすい、それで往々にして水害に巻き込まれてしまふ。こういう構造的な問題もあります。これは今日は触れません。

老人ホームの避難なんですけれども、避難器具はどのようなものが法令上設置されているかといふこと

う。こういう構造的な問題もあります。これは今

日は触れません。

土地の安い川沿いに老人ホームは建てられやす

い、それで往々にして水害に巻き込まれてしまふ。こういう構造的な問題もあります。これは今

日は触れません。

老人ホームの避難なんですけれども、避難器具はどのようなものが法令上設置されているかといふこと

う。こういう構造的な問題もあります。これは今

日は触れません。

今、垂直避難でそうしたマンション、タワーマン

ションに逃げ込もうと思ったらどうなるか。みん

なオートロックで入れないんですよ。結果、外

部の近隣住民がそこに逃げ込もうと思つたて、

入口で入れないわけです。

ですから、例え外階段を造つたりとかいうこ

とを一方でやつているんですけれども、やはりこ

れは非常時ですから、プライバシーだとか言って

いる場合でもないので、その場合は是非マンショ

ンのオートロックも開けるようにしてくださいと

いうことを是非御指示をしていただけるように、

お取り計らいをお願いしたいというふうに思つ

ています。

が滑り台でひゅうっと避難する、できますかといふ話なんですよ。無理じゃないですか、歩けないんですから。消防法施行令で列挙されている避難器具には避難ロープとかいうのもあるんですけれども、これは法令を満たしたて、どうやつて避難するんですか、要介護の高齢者が避難ロープにつかまつて。それらを法令上は義務づけている。

結局どうなつているかというと、エレベーターが動かなければ、ほとんど、職員が背負つて、おぶって階段を下りたり上つたりしていると思うんで

す。法令上の避難器具をそこで使つてているかといふことになつてゐるんぢやないかと思うんで

す。これはどう思いますか。御答弁お願いします。

○五味政府参考人 消防法におきましては、建物の用途や規模などの状況に応じまして、スプリンクラーなどの消防設備や自動火災報知設備などの

警報設備、避難設備などのハード対策及び消防計画の作成や訓練などのソフト対策を義務づけてお

りまして、これらのハード対策とソフト対策を有効に組み合わせることによりまして、火災等から利用者等の生命財産を守ることとしております。

そうした中で、高齢者施設におきましては、火災等で階段が使えなくなつた場合の避難器具とい

うと、一枚目の資料なんですけれども、消防法で設置が義務づけられて求められているのは、資料

のとおり、こういうものなんですね。滑り台、避難はしご、救助袋。袋といつたて、要は滑り台

みたいなのなわけすけれども、こういう、写真で見るとおりです。これは老人ホームの利用者の

お年寄りに現実に使えますかということなんですか

よ。一枚めくつていただきて、二枚目の資料ですか

れども、特別養護老人ホームだと、今入居してい

る人というのはほぼ要介護三以上の重度の要介護者ですね。下の表を見ていただくと、起き上がり

れない、歩けない、移動は全介助。こういう方々

考えられますので、車椅子などの利用者など他の

階への垂直避難が困難な方が多く在館する場合に

は、同じ階の安全な場所へ水平避難するといった

ソフト対策につきましても、消防庁において、その考え方や訓練方法等のマニュアルを作成して、

自治体に周知しているところでございます。

今後とも、施設の状況に応じまして適切に避難設備を含めたハード対策とソフト対策を組み合わせることによりまして、防火上の安全が確保され

るよう取り組んでまいりたいと存じます。

○柿沢委員 本気で言つていいんですか。利用者の特性に応じてとおっしゃつていましたけれども、利用者、要介護五のお年寄り、避難ばしご、

救助袋、滑り台、特性に応じて避難器具を選択しないで、使つてないですね。言うなれば、

機能しない避難器具を延々と義務づけている、こういうことになつてゐるんぢやないかと思うんで

す。これはどう思いますか。御答弁お願いします。

○五味政府参考人 消防法におきましては、建物の用途や規模などの状況に応じまして、スプリンクラーなどの消防設備や自動火災報知設備などの

警報設備、避難設備などのハード対策及び消防計画の作成や訓練などのソフト対策を義務づけてお

りまして、これらのハード対策とソフト対策を有効に組み合わせることによりまして、火災等から利用者等の生命財産を守ることとしております。

そうした中で、高齢者施設におきましては、火災等で階段が使えなくなつた場合の避難器具とい

うと、一枚目の資料なんですけれども、消防法で設置が義務づけられて求められているのは、資料

のとおり、こういうものなんですね。滑り台、避難はしご、救助袋などのうちのいずれかを当該施設の構

造や利用者の特性に応じまして施設関係者が選択することとなつております。階段を使つちやいけませんみたいなことになつていてるわけですよ。しか

し、水害もあれば、震災もあれば、津波もあるわけです。だから、火災のことだけを想定していでの、火災のときは階段を使つちやいけませんみたいなことになつていてるわけですよ。しか

し、水害もあれば、震災もあれば、津波もあるわけです。階段を使用せずという避難器具の定義が必ずしも妥当ではなくて、階段を使用して逃げら

れる場合も多いわけなんですね。

そのための避難器具もあるんです。三枚目の資

料ですけれども、これは一般的には階段避難車と

言わるものすけれども、隣の写真は私が乗つて、階段と接地する部分にはベルトみたいなものがついていて、それでスライドして下りてい

く、こういう仕組みです。平時はこれは折り畳みしてしまっておけるというコンパクトなものであります。何か電動のものもあって、電動だと上ることもできるんだそうですね。だから、水害のときに屋上に上がることもできる。こういうものがあつて、こういうものを設置を義務づけた方がよほど緊急避難時に有効なんじゃないかと思うんです。

加えて申し上げれば、そもそも消防法施行令第四款二十五条の、階段を使用せずに避難できるものが避難器具だという定義、その考え方そのものが避難器具だといふんですね。

こういったことを見直していつた方がいいと思うんですねけれども、御答弁をお願いしたいと思います。

○五味政府参考人 高齢者施設の状況によりましては、有効な避難の方法が異なることがあります。ところと考えておりますと、階段を使用して避難できるような場合についてでございますが、高齢者施設の構造や利用者の特性によっては、御指摘の階段避難車等を設置することが有効な対策の一つになり得るものと考えております。ただし、階段避難車等、階段を利用する際の補助的な器具、設備につきましては、義務づけといふよりは、施設関係者におきまして、施設の構造や利用者の状況に応じまして整備していくべきことが適切ではないかというふうに考えております。

したがいまして、階段避難車等の活用も含めまして、当該施設の状況を踏まえつつ、施設関係者においてハード、ソフト両面にわたり適切な対策を講じることが重要であると考えております。今後とも、各消防本部において、高齢者の避難について、現場の状況に即した丁寧な説明や相談対応が行われるように取り組んでまいりたいと存じます。

○柿沢委員 有効となり得ると、階段避難車は、それはそうだということなんですけれども。

施設の判断で導入してくださるみたいなことがあります。何か電動のものもあって、電動だと上ることもできるんだそうですね。だから、水害のときに屋上に上がることもできる。こういうものがあつて、こういうものを設置を義務づけた方がよほど緊急避難時に有効なんじゃないかと思うんです。

加えて申し上げれば、そもそも消防法施行令第四款二十五条の、階段を使用せずに避難できるものが避難器具だといふんですね。

ですから、この消防法の施行令の規定も見直し方があると思いますし、また、階段避難車の導入に幾つかの支援をしても、これは命を守る問題ですから、必要なんじゃないかと思うんです。ここで、あらかじめ申し上げたとおり、大臣、すよ。大臣の御答弁、是非検討しますでも結構です。お願いしたいと思います。

○小此木国務大臣 様々な町があつて、様々な形態あるいはお住まいの方のいらっしゃるところがあろうかと思うんです。そいつたところの、より深くやはりその事情を知るということが大事で、今、柿沢委員が言われた地域の中でも様々なそういう現実があるかと思います。そいつたところまずは吸い上げて、真剣に考えてまいりたいと思います。

○柿沢委員 真剣に考えてまいりたい、この言葉を重く受け止めさせていただきたいと思います。次に、都市防災の死角、ブラインドサイドについて伺います。

○黒田政府参考人 お答え申し上げます。

委員御指摘のとおり、建築基準法におきましては、災害発生時におきます人命保護の観点から建築物の安全性に関する最低限の基準を定めておりまして、火災で停電した際の避難や救出を目的といたしまして、排煙設備、非常用の照明設備、非常用エレベーター等の建築設備の設置を求めております。

これらの建築設備につきましては、火災時の避難や救出までの間、確実に作動する予備電源を設けることを求めておりまして、例えば、排煙設備、非常用の照明設備等の予備電源として蓄電池を設置する場合には、三十分間継続して作動可能であることを求めているところでございます。

いずれにしましても、最低限の要件という形になつてているところでございます。

○柿沢委員 また火災の話になるんですけども、こういうことなんですよ。うちも、非常に用電源がついているから災害時も安心だなんという触れ込みのマンションがあります

けれども、非常用発電機を動かす油は、消防法

上、やはり備蓄量の制限がありますから、長くて

も七十二時間、ほとんどは五、六時間運転したら

油切れで止まっちゃうんですよ。そうしたら、エレベーターは止まっちゃう、水も出ない、トイレも流れない、こういうことになつて、どうやって

こんなことで在宅で生活を継続できるのかとい

うことなんですね。

マンションだけじゃないんです。災害時に傷病者を受け入れる最後のとりでの災害拠点病院ですら、七十二時間以上の停電以降のことはほとんど対策できていないと思うんです。これは本当にどうするのか、後で厚労省にお答えをいただきたいと思います。

これに対する解決策であります、四枚目の資料をめくついていただけたらと思うんですけども、EV、つまり電気自動車を利用して災害時

も、EV、つか電気自動車を利用して災害時

タワー・マンションのエレベーターを動かす電力供給

社実験が、東京海洋大学と三井住友建設の共

同研究で行われています。東京都中央区佃のリ

バーシティ、四十三階建てのマンションですけれ

ども、エレベーターの消費電力は十キロワット以

下、今のEVだと、リーフとかだと六十キロワッ

トのバッテリーを積んでいますから、これをつな

いでエレベーターを動かす、こういうユニットを開発して、EV、電気自動車が、EV、エレベーターを動かす、EVツーエVという話なんですね。

このユニットは五百萬だそうです、開発のコスト。ですから、六百四十二戸ですから、日々の管理費に入れたら數百円レベルの負担ですね。もちろん、二つ、三つのユニットがあればエレベーター以外にも使えるということになる。

給電してEVのバッテリーが切れたらどうする

んだという話になるんですけども、実は、この

資料の下の部分を見ていただけると分かるんですけれども、港に電源があるんですね。実は、港に

停泊している船舶には、法令上、自家発電機が二

台必ず装備されているんです。バッテリーが切れ

<p>かかつたら、港に行つて船舶から充電をしてまた帰つて、そして給電する、こういういわば電気のバケツリレーみたいなができるんですよ。陸・海電力コネクティングシステムということです、ここに御紹介をされている図のとおりです。</p> <p>滑り台、避難ばしー、救助袋、避難ロープは、マンション、タワーマンションにはそれこそナンセンスですね。こういうEVツーエーのユニットこそ設置を義務づけた方が、よほど機能するんじゃないですか。そう思いますけれども、まず厚生労省から御答弁いた上で、大臣に、御通告させていただいていますので、是非前向きな御答弁をお願いしたいと思います。</p> <p>○間政府参考人 お答えいたします。</p> <p>委員御指摘のよう、大規模災害発生時に備えて医療機関において停電対策を行うことは、極めて重要だというふうに認識してございます。このため、災害時の医療確保において重要な役割を果たす災害拠点病院などに対して、非常用自家発電装置の整備に対する支援を行つてまいりました。その上で、災害拠点病院を指定する際の要件といたしまして、今御説明しました非常用自家発電装置の保有に限らず、委員御指摘のように三日分程度の備蓄燃料の確保、さらには、それが足りなくなる場合もあるわけでございますので、災害時に優先的に燃料の供給を受けるための協定、燃料供給事業者との協定の締結といつたものを求めてございます。これらによって、災害拠点病院が災害時でも医療提供が継続できるような体制整備を進めています。</p> <p>これまでの災害の際にも、実際にこの協定に基づき優先的に燃料の供給を受けたケースもありましたし、また、関係省庁の連携の下で、必要な場合には電源車を手配したケースなどもございます。</p>
<p>リーや活用して、今おつしやいましたように、マシンションのエレベーターを動かす研究開発が東京海洋大学で進められているということのお話をありました、私も承知をしております。こうした装置の活用については、災害時の停電対策としては、有効な手段の一つということを考えています。</p> <p>装置の配備を直ちに義務づけることは困難であると考えますけれども、電気自動車の活用等の停電対策については、今、関係省庁とともにしつかりと勉強してまいりたいと思います。</p> <p>○柿沢委員 EVですかね、菅内閣、是非頑張っていただきたいと思いますし、委員長もしきりにうなずいて聞いていたので、大変心強く思いました。</p> <p>こうした、ちょっと機能しない今までの法令上の仕組み、義務づけている避難器具を見直していくことは、やはりいざというときの命を守ることにつながっていくわけですので、是非、現状維持にならざり、不斷の見直しをしていくという視点でやつていていただきたいと思います。</p> <p>時間になりましたので、質問を終了させていただきます。ありがとうございます。</p> <p>○金子委員長 次に、早稲田夕季君。</p> <p>○早稲田委員 立憲民主党の早稲田夕季でございます。</p> <p>本日は、質問の機会をお与えいただきまして、ありがとうございます。</p> <p>東日本大震災から十年が経過をいたしました。改めまして、多くの犠牲となられた皆様に御冥福をお祈りいたしますとともに、今なお帰還できな</p>
<p>い皆様の生活再建、そしてまた被災地の復興をお祈りし、私も力を尽くしてまいる所存でございます。</p> <p>この東日本大震災のときから、その前の実は阪神・淡路大震災から、災害の関連死という問題が社会問題となつております。私は、地震、津波などで災害のときには命が助かったにもかかわらず避難生活を続いている中で体調を崩してお亡くな</p> <p>るゆる災害関連死という、この方たちが大変多いということを、残念な、そしてまた、あつてはないことがありますので、この災害関連死について伺つてまいります。質問の順番を変えます</p> <p>が、よろしくお願ひいたします。</p> <p>先日のNHKの報道によりますと、東日本大震災で災害関連死として認定された方は、三月九日時点で、福島で二千三百二十人など、合計三千七百七十五人にも上るということあります。本当に、この救えたはずの命、お一人お一人がどうした過程で、避難所生活をしている中で、あるいは別の場所で亡くなられたかということを、しっかりと私たちは受け止めて、教訓として生かしていくかなければならないはずだと思います。</p> <p>このいろいろな報道を見ておりますと、避難先を転々としているうちに体調が悪化をして亡くなつた、それからまた、病院にもかかれず、調剤もやつてもらえなくて薬も飲めなかつた、また、トイレの問題、それから栄養の問題、いろいろな課題が積み上がつている問題であろうかと思</p>
<p>います。</p> <p>そして、この一人一人の亡くなられた方々の過</p> <p>程を調べれば、それこそ災害救助法が定める避難所の環境改善にもつながつていくはずであります。もうすつとこの避難所の環境改善の問題も言われておりますけれども、いまだ、なかなか進んでおりません。私たち立憲民主党は、この平時から事例を収集して分析して教訓を生かしていく、こうした災害関連死の対策を一貫して求めてまいりました。</p> <p>令和元年の七月に、内閣府は全国の自治体に対して、災害関連死の事例を収集したいとお願いをしております。この自治体担当者会議におきましては、我が党の森山浩行議員と当時の山本防災担当大臣との会議録もわざわざ添付をしてあります。この後の事例収集の進捗状況、これがどのようになっているのか、結果が出る頃だと思いますので、御答弁をお願いいたします。</p> <p>○小此木国務大臣 災害時に電気自動車のバッテ</p> <p>定が円滑、適切に行われるよう、現在、災害関連死の認定事例、不認定事例、判例を事例集としてまとめる作業を進めており、月末から来月までの間に取りまとめたいと考えております。</p> <p>○早稲田委員 来月までの間にという御答弁でございましたが、なかなか事前のレクのときにお答えをいただけませんでした。そして、今やつてはるからということばかりが繰り返されておりました。</p> <p>また、今、お手元の資料一を御覧いただけますと分かると思いますけれども、これはそのときに会議で配られました「災害関連死事例収集」というものの中の一枚でございます。これにつきましてはこのように書かれているわけです。なのにもかかわらず、こちらは口頭での会議体で自治体にお願いをしているだけで、締切りも示しております。</p> <p>それから、その後、メールで催促をしていると要求いたしましたものが、その次のページに出ております。</p> <p>これを見ていただきますと、二〇一九年四月以降の弔慰金支給決定分に限定をされているんですね。その理由というのが、その市町村担当者それわれておりますけれども、いまだ、なかなか進んでおりません。私たち立憲民主党は、この平時から事例を収集して分析して教訓を生かしていく、こうした災害関連死の対策を一貫して求めてまいりました。</p> <p>二〇一九年度の支給決定数、その後にも資料をつけておりますが、直接死を含めて僅か百六十二件であります。これだけの数を集めるのに一年半もかかるということなのでしょうか。</p> <p>しかも、よく見ていただきたいのですが、この山本國務大臣のところ、これは線が引いてあります。この後的事例収集の進捗状況、これがどのようなになっているのか、結果が出る頃だと思いますので、御答弁をお願いいたします。</p> <p>○小此木国務大臣 市町村による災害関連死の認</p>

いうふうに限定をしている。これは大臣の言葉そのもののほこになるのではないでしょうか。こういうことは、きちんとした事例集になるとは到底思えません。おぎなりの調査であつてはならない、それでは失われた命が教訓として生かされません。

どうぞ、大臣、御答弁ください。

○小此木国務大臣 東日本大震災における震災の関連死に関する事例等の調査は、復興庁において行われております。平成二十四年には、当時の千六百三十二件の震災関連死のうち、死者数が多い一定の市町村等を調査分析対象として、千二百六十三件について実施をされたと承知しています。

現在、内閣府において作業を進めている災害関連死の事例集については、他の自治体の参考になるように、まず復興庁による調査分析に加え、近年の災害における判定事例や、東日本大震災及び熊本地震の判例について、事例ごとに死亡までの経緯等がより具体的に分かる形で重点的に取ります。災害関連死として亡くなる方を一人でも少なくするために、政府一体となって避難生活の環境改善に取り組むことが必要だと考えております。

このため、避難所における生活環境の改善方法の周知等を行つてしまりましたが、今後、取りまとめられる事例等の内容も踏まえ、関係省庁、自治体とも連携をして、必要な取組を重ねてまいりたいと思います。

○早稲田委員 今、東日本のお話がございましたが、このメールにも書かれているんですね、「東日本大震災に係る事例については、改めてご連絡いたします」と。改めて御連絡しますということは、この国務大臣がきちんと答えておられるからそのことについてもやらないけれども、今回はそうではない、限定をしているということを如実に表しているのではないかでしょうか。復興庁がやつた調査は、これは数字だけです。

中身を一つ一つぶざに、どういった原因だったのかとかそういうところまではデータベース化されておりません。是非これをやつていかないといふことで、我慢をして、そしてまた体調を崩していく方が、今も繰り返されているわけです。是非、大臣、そこの御認識、東日本大震災も含めて今後ともやつていただけるというようなことをお考えいただきたいたいと思います。

更に申し上げれば、小此木大臣の号令の下、この答弁を踏まえて、この二〇一九年四月以前の支給決定分も含めて、自治体には災害弔慰金の支給審査会が持つ議事録などが詳細にあります。こうしたものも収集をしていただき、医学、それから看護、介護、それから防災の有識者の方々の研究チームを組織して、是非、亡くなられた災害関連死の事例をデータベース化していただき、くようになるとお取組をお願いしたいと思いますが、東日本大震災も含めて事例収集のことを最後にもう一度お伺いしたいと思います。

○小此木国務大臣 関係省庁、そして自治体も含めて、現場の数字等々、しっかりと調査をする努力をしてまいりたいと思います。

○早稲田委員 数字だけではなくて、その一人一人の過程をしつかりとデータベース化していただきたいと思います。それが次の、あつてはなりませんけれども、災害が起つたときに必ず教訓として生きられるはずです。どうぞよろしくお願ひいたします。

そして、東日本大震災から十年ですが、私もこのとき、二週間後に、市議の仲間と一緒に二トントラックで大槌町へ向かいました。これは、そのとき、まだ、飲料水も、それから食料も足りないということで。町長が亡くなられたんですね、この大槌町。それで私は大槌町に行きましたけれども、そのときに、高台に厅舎が移転をしていました。機能が。その高台から見た光景は、本当に生涯忘れられません。

いかに高いところに逃げるか。このときに、津

波でんでんこという、この教訓がかなり言われておりましたけれども、今、十年たつて、非常に風化しているのではないかと私は心配をしているところであります。

津波対策については、時間がないので、一、二点、本当に小さく伺いますが、南海トラフ、これをおきました推進計画がございますが、これについて伺います。

この南海トラフの地震防災対策、これの特別強化地域に指定の百三十九市町村。これが、推進計画が、新たな改定というものがなされているところが非常に少ないわけなんですかけれども、私の方で数字を申しますが、特別強化地域でさえ三八%と非常に少ないんですね。それで、これは、東の方では神奈川県、そして千葉県まで及んでいるわけですけれども、特に神奈川の場合には少ない、この改定が。

そのところも含めまして、防災の担当大臣として働きかけをどのようにされていくのか。是非これを進めていただきたい。本當は令和元年度までにこれを要請していたと思います。國は、そこからが進んでおりませんので、是非お願いしたいと思いますけれども、どうぞお考えをお願いいたしました。

○小此木国務大臣 これまで、内閣府においてですが、市町村における早期の計画の策定、変更を推進するため、ガイドラインを公表するとともに、地域プロトコルごとの連絡会を開催し、地域の取組事例を共有することなどを行つてしまりました。

さらに、今年度から新たな取組として、市町村からの直接の相談窓口として内閣府の担当の問合せを周知するとともに、特に推進計画の策定、変更が進んでいない特別強化地域の六十一市町村に對して、個別に進捗状況や課題の聞き取りを行つた上で、それぞれが抱える課題に応じて個別に指導助言を行うなど、取組を強化しているところであります。

村ごとの状況を把握して、きめ細やかな対応を行なうことで早期の推進計画の策定、変更を支援してまいりたいと存します。

○早稲田委員 いろいろ先行事例をお示ししながら、予定しているところもありますけれども、どうぞこれを進めていただけるようにお願いをした

うとあります。それから、資料につけさせていただきましたのは、もう時間がございませんので私の方で申し上げますが、これは消防庁の資料であります。津波の避難施設、これをまとめたものを毎年調査をしております。

それで、これを見ますと、いろいろ数字が並んでるわけですから、私は、大槌町に行つたときにとにかく避難路、そして避難地を確保することしかないとということを実感したわけなんですね。それでも、この中で数字を見ますと、この数字が平成二十四年とそれから令和二年と、逆転しているものもあつたりしまして、非常にこの数字が、本当に精度がどうなのかというのもござります。

市町村に対してこれは消防庁が調査をしておりますけれども、実際いろいろな避難路を造つてある交付金は、国交省の防災・安全交付金とかいろいろありますので、所管がまたがつております。その中で、消防庁が取りまとめだけはしていながら、今年度から新たに取組として、市町村からの直接の相談窓口として内閣府の担当の問合せを周知するとともに、特に推進計画の策定、変更が進んでいない特別強化地域の六十一市町村に對して、個別に進捗状況や課題の聞き取りを行つた上で、それぞれが抱える課題に応じて個別に指導助言を行うなど、取組を強化しているところであります。

とも、これから精査、調査をしていただきたいと
いうことを要望させていただきます。

それから、もう一点、中央防災会議と市町村防

災会議のジェンダーバランスについて申し上げま
す。

これは、国際女性デーの三月八日、朝日新聞の
一面は、「防災会議 少ない女性の視点」「委員一
割未満」という調査結果の記事でございました。
東日本大震災被災地でさえ八・五%、全国平均で
八・八%、女性が一人もいないのは全体の二割に
当たる三百四十八市町村に達するということです
ざいます。

これは、先ほど申し上げました災害関連死とも
大変関わる問題です。なぜなら、この防災会議と
いうのは、防災対策基本計画を作る核となるトッ
プの会議体でございますので、私は、そこに女性
の視点、それから生活者の視点というものを入れ
ないと、いつまでたつても改善ができないといふ
ことになろうかと思ひますが、今のこの現状につ
いて、大臣、どのように捉えていらっしゃいます
か。それから、御地元の横浜市ではどのくらいの
ジェンダーバランスか、御存じでしょうか。

○小此木国務大臣 これは、世界で通用する数字
に到底追いついていないという現実の中で、これ
をどういふうに改善していくか、そしてどのように
意味合いを含めてスピードアップしていくか
ということに尽きると思います。

現在、市町村防災会議の委員においての女性の
占める割合 八・八%，数字を言われましたけれど
ども、そのとおりにとどめられていて、防災における
意思決定の場への女性の参画は、先ほど申し
上げたように、全く十分ではないという認識であ
ります。

私自身も、お恥ずかしい話ではありますけれど
も、改めて就任をいたしましてから、昨年の暮れ
に、副大臣や政務官の知恵もかりながら 防災女
性の会ということを、防災部局の中に、働くられる
女性の声も聞かぬきやいけないということで、こ
れは様々、女性の視点といつても 簡単に一言

で語れるようなものではありません、自らが被災
地に行つて、避難所に行つて、女性についてどう
考えるかという、頭の中をしつかりと、いろいろ
な例も含めてまとめるのも、現実、容易ではあ
りませんでした。ですからこそ、お恥ずかしい話
とは申し上げましたけれども、そういつたことに
達するように、数字的に達するように努力をして
まいりたいと思います。

横浜については、今ちよつと数字がございま
せん。

○早稲田委員 横浜市は、一三・一%でございま
した。

これは、二〇二五年までに三割という第五次男
女共同参画基本計画の目標がございます。これで
さえ世界から見れば周回遅れでありますけれど
も、日本の防災会議においては大変低いというこ
とであります。これではなかなか生活者の目線
が取り入れられにくいということになります。

特に、今、市町村にそろそろ投げかけて、増
やしてくださいと國の方から言つておりますが、
国の中防災会議、これは三十人中僅かに三人で
ござります、一割。そして、閣僚の方がお二人入
られた、さらに、民間の方はたったお一人という
ことでありますので、これをとにかく増やしてい
ただきたい。自治体に言ふには、まずは隣より始
めよ、自らも範を示すべきではないでしょうか。
そして、この災害対策基本法の第二条第五号に
指定公共機関というのがございますが、この指定
最初に、避難所の確保について質問します。

一年前の大臣所信質疑で、私は、コロナの感染
拡大における避難所から避難所の在り方につ
いて質問しました。その後、内閣府の方からたく
さんの自治体向けの通知が出されたところです。
三密回避、それから分散避難、そして自治体の取
組も進んでいるところであります。

同時に、災害も各地でいろいろと起こつて、課
題も上がつてまいりました。コロナ禍の下で、避
難所の収容者数というのは従前と大きく変わりま
す。昨年十月の台風のときは、避難所に入れ
なかつた住民の方もあちこちで出ました。避難所
の確保、自治体においての対応はまちまちであり
ます。大都市部での増設が進んでいないという報
道もあります。

自治体の状況について、内閣府、つかんでおら
れるでしょうか。

○小此木国務大臣 新型コロナウイルス感染症の
現下の状況においては、感染防止に十分留意する
必要がありまして、避難所については、安全な親
戚、知人宅への避難、ホテル、旅館等の活用を含
め、可能な限り多くの避難所の確保などについて
促すとともに、政府においては、避難所として活
用可能なホテル、旅館等や国の研修施設のリスト
を提供するなど、取組を進めてまいりました。

昨年の台風第十号において、最大級の警戒が必
要でありましたことから、関係地方公共団体にお
いて住民に対して早急な避難の呼びかけが行われ
た結果、一部の避難所において収容人数に達しま
して、今おつしやいました他の避難所を紹介する
などの事例がありました。これは課題として受け
止めております。

こうしたことから、調査分析を実施して、平時
に可能な限り多くの避難先を確保し、台風が接近
した際に必要な数の避難所を当初から開設するこ
とや、避難の円滑化のため、収容人数等を事前に
周知するとともに、混雑状況や収容人数を超えた
ことについて防災メールやアプリ等を活用して周
知するなど、円滑な避難のための留意事項を全国
の自治体宛てに通知をしたところであります。

また、指定避難所の指定状況は、令和元年十月
一日時点ですが、全国で約七万八千所があり、
大都市においては、指定避難所が増えていること
ころがあるものの、十分な避難所が確保されていな
いという声があることも承知してございます。

今後、自治体における避難所の確保の実態を把
握、分析し、自治体とよく連携して、必要とされ
る避難所の確保に更に努めてまいりたいと存じま
す。

○田村(貴)委員 内閣府が、去年の台風十号で、
避難所から入れないと言われたところの自治体を
中心にアンケート調査を行つた。その結果も読ま
せていただきました。十号接近前にホテル、旅館
等を開設することを検討したか、この問い合わせに対
して、検討しなかつたが七七・四%に上がつて
わけですね。こういう方法もありますよとアナル
ансはしているんだけれども、自治体の方で

いるところであります。

また、実際、防災活動あるいは訓練とか、いろ
いろ、体を動かして活動する部分については、安全な親

戚、知人宅への避難、ホテル、旅館等の活用を含
め、可能な限り多くの避難所の確保などについて

促すとともに、政府においては、避難所として活
用可能なホテル、旅館等や国の研修施設のリスト

を提供するなど、取組を進めてまいりました。

昨年の台風第十号において、最大級の警戒が必
要でありましたことから、関係地方公共団体にお
いて住民に対して早急な避難の呼びかけが行われ
た結果、一部の避難所において収容人数に達しま
して、今おつしやいました他の避難所を紹介する
などの事例がありました。これは課題として受け
止めております。

こうしたことから、調査分析を実施して、平時
に可能な限り多くの避難先を確保し、台風が接近
した際に必要な数の避難所を当初から開設するこ
とや、避難の円滑化のため、収容人数等を事前に
周知するとともに、混雑状況や収容人数を超えた
ことについて防災メールやアプリ等を活用して周
知するなど、円滑な避難のための留意事項を全国
の自治体宛てに通知をしたところであります。

また、指定避難所の指定状況は、令和元年十月
一日時点ですが、全国で約七万八千所があり、
大都市においては、指定避難所が増えていること
ころがあるものの、十分な避難所が確保されていな
いという声があることも承知してございます。

今後、自治体における避難所の確保の実態を把
握、分析し、自治体とよく連携して、必要とされ
る避難所の確保に更に努めてまいりたいと存じま
す。

○田村(貴)委員 内閣府が、去年の台風十号で、
避難所から入れないと言われたところの自治体を
中心にアンケート調査を行つた。その結果も読ま
せていただきました。十号接近前にホテル、旅館
等を開設することを検討したか、この問い合わせに対
して、検討しなかつたが七七・四%に上がつて
わけですね。こういう方法もありますよとアナル
ансはしているんだけれども、自治体の方で

は、間近に災害が来るかも分からんだけれども検討しなかつたと。これはリアルな数字だと思います。

私は九州上陸のときに鹿児島におつたんです。大臣。それで、ビジネスホテルは、近くの方々が事前避難ということできなり来ているわけですね。やはり早めの避難というのはみんな感じているんだけれども、自治体がそれを対応とするときになつたら、ちょっと敷居が高いのかなと思います。

あらゆる手だては講じていただかなくてはいけないんですけれども、やはりそのノウハウですね、自治体が前に進む、そういう支援というのが私は必要だというふうに思つております。

もつと国が踏み込んで対策を行えないのか、あるいは広域被害を想定したときに、これは、自治体が丸ごと被災してしまう、役所も含めて例えば冠水してしまうとか、そういう状況にあるところもあるわけですから、そういつたときの対応なんというのは国としてはどういうふうに考えられているのでしょうか。

○小此木國務大臣 現実の問題として、これはや言い訳といふか、ただ、いろいろな災害地を回ってきた中での思いですけれども、いかに連携が必要か、情報収集したことなどを横に流していくことが必要かということを感じた中で、こんな大きな災害が来るとは思わなかつたとか、逃げてくださいという声にも残念ながら従わずに逃げることをしなかつた方のお話ですとか、そういつたことも目の当たりにしました。あるいは直接聞いてまいりました。

ですからこそ、先ほど申し上げたように、いかに、正常性バイアスは駄目だよという言い方もありますけれども、そういうことも含めて、自治体との連携、各省庁との連携、あるいはここにいらっしゃる委員の皆さんとの様々な御意見、御提言の中での解釈、共有、こういったものが大事だと思って、これが基本的なことでありますけれども、こういったことをやはり充実させるということ

とが、私自身は、現実的に、まず頭に、理解をしてもらうということ、これに取り組んでまいりたいと思います。

○田村(貴)委員 感染拡大の下で、指定避難所、それから公的施設、ここだけではもう対応できないうのは明らかであります。民間、それから企業等の施設も活用して、また、事前に災害協定などを結ぶ、そういうことも含めて十分な避難所を確保していく、これがやはり喫緊に求められる

といふうに思つております。対策をお願いしたいと思います。

○長坂副大臣 続いて、なりわい再建補助金について質問します。

昨年の七月、九州を中心甚大な被害をもたらした豪雨水害から八か月が過ぎました。去年の一月のこの委員会で、長坂副大臣にこのなりわい再建補助金について伺いました。手続が煩雑である。それから、定額補助の要件が極めて厳しい、そして、風俗営業の許可を得ているスナックが対象外であるなどこの三點を指摘したんですけれども、長坂副大臣に、スナックが対象外になつてゐるということについて再度質問をさせていただきます。なぜ今日また取り上げるかというと、これが復旧と再建の妨げになつてゐるからなんです。

○小此木國務大臣 我が党の山本伸裕熊本県会議員が、人吉商工会議所とそれから人吉なりわい再建サポートセンターから、つい最近、ヒアリングを行つてまいりました。その話を伺いました。

人吉市は、被災事業者が九百件、そのうち二百件近くがスナックなんですよ。なぜそうなのかと聞いて、これまでの災害における対応等も踏まえまして、対象外としているわけでございます。

○田村(貴)委員 結局、理由は、従前から適用しないなかつたから今回も適用していいないと。だから、それだけなんですよ、理由は、それを変えていただきたいんですよ。

あるオーナーさんがこう言つていて、そのスナックの店舗なんですが、風俗営業といつても、お酌をしたり隣に座ることはあっても普通の居酒屋である、風俗法の許可を取つて、税金も納めているのに、こういうだけ差別されるのがおかしいとおっしゃつておられます。

が止まつてゐるオーナーさんがいるわけですよ。これは解決をしていかなければいけません。これを解決をしていただきかなればいけません。

持続化給付金でも、それから災害時の持続化補助金でもスナックは認められていますよね。グループ補助金、それからなりわい再建補助金も、これはやはり対象とすべきではないですか。いかがでしょうか。

○長坂副大臣 お答え申し上げます。

なりわい再建支援補助金は、被災事業者が自ら事業に使用する施設設備等を原状復旧する場合に補助することが原則でございます。そのためには、本来、他者に賃貸される施設等は、補助金適正化法に基づきまして、対象外であるところであります。

他方、その施設のテナントが被災中小企業等であり、その事業の復旧に不可欠となる場合は、賃貸用施設設備であつても、例外といたしまして、当該被災中小企業等を支援する観点から、その所有者である貸主、いわゆるオーナーに対しまして、賃貸用施設の復旧に要する費用を補助していります。

その際、風俗法第一条第一項第一号該当事業者のうち、委員の御指摘のいわゆるスナックなどがテナントである場合については、従前のグループ補助金においても支援の対象外であることから、その後継制度であるなりわい再建支援補助金においても、これまでの災害における対応等も踏まえまして、対象外としているわけでございます。

○田村(貴)委員 結局、理由は、従前から適用しないなかつたから今回も適用していいないと。だから、それだけなんですよ、理由は、それを変えていただきたいんですよ。

あるオーナーさんがこう言つていて、そのスナックの店舗なんですが、風俗営業といつても、お酌をしたり隣に座ることはあっても普通の居酒屋である、風俗法の許可を取つて、税金も納めているのに、こういうだけ差別されるのがおかしいとおっしゃつておられます。

実際、復旧できないオーナーがおられます。そういうケースを紹介したいと思います。

たな子が入居していた貸し店舗のビルの復旧が見込めないために、施設復旧を進めて別の貸し店舗ビルに転入することになりました。オーナーは一角を、空き店舗として倉庫として使っており、倉庫としての復旧を考え、補助の申請をしていました。別のビルのたな子さんが今回転入してることになったので、店舗として復旧したいと申請を変更したわけであります。そうすると、十年間は倉庫として利用してもらわなければ補助金は返還してもらわと言われたということになります。

しかし、災害時において面的に被災したこういう建物は、こういう事例が往々にして起つるというのもあります。それから、倉庫などほかの用途で利用していた区画も、あろうかと思います。また、たな子さんがいたんだけれども、そのたな子さんが再建を断念したというケースもあります。

ビルに転入してくるたな子さんの入居規格に、あり得るケースとしては、まず、空き店舗だったというのもあります。それから、倉庫などほかの用途で利用していた区画も、あろうかと思います。また、たな子さんがいたんだけれども、そのたな子さんが再建を断念したというケースもあるかというふうに思います。

こうしたいろいろなケースがある中で、原状復帰ですか、倉庫は倉庫のままで十年間というのは、余りにも硬直した考え方ではないのか。被災オーナーの事業者負担を軽減する、そういう必要性があるのではないかと思いますけれども、再考されませんか。副大臣、いかがでしょうか。

○長坂副大臣 委員お話しのように、災害型持続化給付金の事業対象者がスナックが含まれているというのも御指摘のとおりでございますけれども、他方、これまで、どのような事業者を支援策の対象とするかにつきましては、当該支援の趣旨や目的、過去の同様の制度における取扱いなどを

踏まえまして個別に判断をしてきたところでござります。

ということで、繰り返しになりますけれども、スナックなどにつきましては、従前のグループ補助金においても支援の対象外でありましたので、それがつて、その後継制度でありますなりわい再建支援補助金におきましても、これまでの災害における対応等も踏まえまして対象外といたしております。

○田村(農)委員 福島沖の地震においても、グループ補助金の特例というのが設けられたと聞きました。これにおいても同じ対応を続けておられます。

災害というのは、今年またどういう大きいのが来るかも分かりません。私は、実際に、こういう事例があつて、そこでもう行き詰まっている、だから、ここは柔軟に対応しないと復旧と再建が進まないということを、現地からの聞き取り、そして自身も何度も見てまいりました。ここはやはりクリアしなければ、被災事業者は、苦しみのまま、再建できないということを、再度、経済産業省は聞き入れていただきたいというふうに思いました。参考を強く求めたいというふうに思います。質問の最後ですけれども、被災農家への支援について伺います。

去年から今年、大きな豪雪被害が起きました。雪も解けて豪雪被害の全体像が明らかになつてしまりましたけれども、農産物や果樹、家畜などに甚大な被害が起きました。これらに対する被害補償というのは、基本的に保険や共済以外にないということです。

一方、一万七千五百七十七件にも及ぶ農業用ハウスの被害については、強農、強い農業、担い手づくり総合支援交付金がありますね。しかし、一昨年の台風十九号などで発動されたこの交付金の被災農業者支援型、これが発動されていません。通常政策の一つである地域担い手育成支援タイプ、これで申請をしなければならないわけあります。

葉梨副大臣にお越しいただいております。

副大臣、この地域担い手育成支援タイプでは、その支援対象は中心経営体だけですね。中心経営体以外の農家をなぜ救済してもらえないんでしょうか。

○葉梨副大臣 令和二年から三年までの今年の豪雪ですけれども、二月二日に支援の対策を公表させていただいています。私も一月に秋田県に訪れさせていただきました。これは、平成二十九年から三十年まで北陸を中心とした豪雪、これと大体同様の支援内容ということで組み立てさせていただいたんです。

中心経営体のお話なんですか、秋田の湯沢市でハウスが潰れてしまつた農家があつて、まだ中心経営体になつていなかつたということなんですが、その場でも私伺いまして、現地、横手ですけれども、横手で市の人たち、県の人たちとともに話し合ったんですが、地域で話して、中心経営体にするように話し合いをしてくださいというようなお話をさせていただきました。

御案内のように、強い農業・担い手づくり総合支援交付金、これは中心経営体と農地中間管理機構を活用している農業者が対象となっていますけれども、この中心経営体というのは、認定農業者等に限らず、地域の話し合いによって決めることができます。ですから、市町村が策定する本事業の支援計画、国に提出するまでに中心経営体となつていれば、支援を受けることが可能になります。

こういったことをよく周知いたしまして、本事業を活用して、被災された農業の方々の一日も早い経営再建ができるよう、自治体とも連携して全力で取り組んでまいりたいと思います。

○田村(農)委員 副大臣、湯沢の中心経営体になられたという話があつたんですねけれども、みんながみんな、そういうまいこといく話じゃないんですね。

例えば、あるキウイフルーツの果樹園が損壊しました、この農家の方はこう言っています。もう六十年で半なので、今更中心と言われても困ります

と。営農は続けたいと。また、ある兼業農家さるからできないと言つておられるんですよ。それぞれ事情があるわけなんですよ。

政府は中心経営体に地域の農地を集約するよう誘導してくれました。しかし、農村には様々な事情があつて、中心経営体になつていない農家とまえないといけないと思います。

一方、被災農業者支援型というのは、これは対象を経営体に限つていません。それはなぜですか。

私が思うに、被災した農業者は国民の食料生産の担い手である、被災から早く立ち直つていただいて、そして生産が再開できるようにななければならない、だから支援が必要だと。被災農業者支援型では中心経営体に絞つてない、そういう意味であります。いかがですか。

○葉梨副大臣 農水省におきましては、甚大な自然災害が発生した際には、災害の状況などを踏まえながら、個別災害ごとに支援が必要かどうか、これを判断して対応してきたところでございます。この被災支援型というのは、発動されましたのは、例えば昨年の七月豪雨、それから一年後の台風十九号等々でございますが、過去に例のないような甚大な気象灾害、これによつて担い手の農業経営の安定化に支障を来す事態が発生したときに、特に緊急に対応を必要とする場合に限つて発動する。

言つてみたら、地域で話し合いをするひともないとか、そういうふうなこともあります。本当に面的にその地域がやられてしまつているというような状況もございます。

ですから、今回は実際に現場も見せていただき

たんですけれども、確かに被災された農家とい

うのは本当に大変だと思います。

それで、今の果樹のお話もございますが、営農の意欲があつて、また、更に続けたいということであれば、この中心経営体というのは比較的柔軟な条件でございますので、そこをしつかり周知をしながら、経営再開ができるようになつかり取り組んでいきたいなというふうに考えております。

○田村(農)委員 農林水産省の食料・農業・農村基本計画では、中山間地等を今後も安定的に維持していくためには、小規模農家を始めとした多様な経営体がそれぞれにふさわしい農業経営を実現する必要があると言つています。

小規模家族農家、ここは中心経営体になることができるなんですね、こういう現実があるわけです。

そして、中心経営体にいる農家さんも、そうでない農家さんも、ハウスが倒壊した、そういう苦しみ、その再建のための思いというのは一緒なんですよ。なぜそこを差別するのかと。

そもそも、昨年からの豪雪による農業被害というのは、これは百億円を超えてるわけですよ。甚大な被害じやないです。

あのときの災害は被災農業者支援型、今度の災害は地域担い手育成支援タイプ、その物差しもよくわからない。農家にとつてみたら、この制度があつて、実際災害が起きているんだったら、被災者型でやつてほしいというのは当然のことじやないですか。なぜ、被災者型を今回適用しないんですか。してください。副大臣、いかがですか。

○葉梨副大臣 繰り返しになりますけれども、被災者農業者支援型の発動については、その災害が特定非常災害、これに指定されるなど極めて深刻な災害の場合に限つて措置しております。昨年の七月の豪雨は、たしか予備費でございましたし、それから、十九号も補正予算というふうでござります。今回は、通常の事業の中でも、でもやはり被災された方々については、しつかりと経営再建に取り組めるような形でパッケージを示させていただいたものです。

ちょっと繰り返しになりますけれども、非常に深刻な場合に限つて措置されてきたというような

今までの事例ですね、これとの均衡等も見ながら措置をさせていただいたものでございます。

○田村(貴)委員 安倍政権も菅政権も、こういう災害が起つたときにはできることは全て行うといふ立場じゃないですか。だから、スナックの一件に対しても今度の被災者向けにしても、これはできるとの範囲内なんですよ。できることだつたら、やはりやってください。そのことを強く要求して、今日の質問を終わります。

○金子委員長 次に、美延映夫君。

○美延委員 日本維新の会の美延映夫でございます。どうぞよろしくお願いいたします。

早速質疑に入らせていただきます。

まず、コロナ禍における避難所の在り方についてお伺いしたいと思います。

このコロナ禍において避難所の在り方がクローズアップされておりますが、コロナ禍も加わった複合災害から身を守るために、感染防止はもちろんのこと、これまで以上に、より質の高い避難所について考えていかなければなりません。

欧米の避難所との比較という観点から、避難所の在り方について私も考えていただきたいと思うのですが、過去に数多くの避難所を私自身も視察をさせていただきました。その経験からも、一般の方々もイメージでこういうふうにお持ちだと思うんですけども、避難所というのは、いまだに、体育館の床に段ボールやマットを敷いて寝ている大勢の被災者の方々を想像するということになるのではないでしょうか。

しかし、欧米の避難所では、必ず簡易ベッドが準備され、家族ごとにテントがあり、その中でプライバシーを守られた上で避難生活をするのが一般的になっています。日本でも、コロナ禍であることを受けて、密を避けて、衛生面や生活環境に留意した避難所が設けられていますが、まだこれは道半ばだと思います。そこで、まず、簡易ベッドの必要性について考えてみたいと思います。

日本では、現在の雑魚寝形式の避難所ができた

のは約百年前の関東大震災のときだと言われていますが、それ以来、長らく雑魚寝形式が続いている

避難所で段ボール簡易ベッドが設置されました。二〇一八年の西日本豪雨災害では、多くが、発災後平均十日以上かかったようです。他

方、欧米では、避難所開設後おおむね三日以内に簡易ベッドを設置している国が多いようです。

避難所は、幾ら環境整備をし、土足禁止にしたところで、大勢の人が行き来する、それがゆえに外からのほこりなどがたまります。また、マットや毛布、段ボールなどは完全に床からの冷気を遮断できないため、背中から冷えてくると安眠できず、健康を害するおそれもあります。

被災者の健康を維持するためには、避難所では速やかにベッドを使うようにするべきだと思います。内閣府の避難所運営ガイドラインでは簡易ベッドの設置が明記されしておりますし、昨今は必ず、健康を害するおそれもあります。

このようないくつかの問題を踏まえて、自治体の実情、また事務負担などを勘案しながら、関係省庁とも相談しながら対応してまいりたいというふうに承知をしております。

こうした自治体における備蓄状況の把握については、こうした状況も踏まえまして、自治体の実情、また事務負担などを勘案しながら、関係省庁とも相談しながら対応してまいりたいというふうに考えております。

○美延委員 今まで中に入つていらないということを聞きましたので、是非、中に含めるよう検討するように、ある程度の備蓄が必要かと思われます。

このような現状を踏まえて、近年の災害時の避難所における簡易ベッドの普及率、国及び自治体における簡易ベッドの備蓄状況はどのようになつてているのか、まず教えていただけますでしょうか。

○荻澤政府参考人 消防庁では、災害発生時、自治体間の相互融通にも資するよう、食料品等を貯蔵するとか飲料水、また、生活に不可欠な毛布、トイレなどの備蓄状況等を調査し、公表しています。

いるところでございます。各自治体におきましては、それぞれの被害想定に応じた備蓄品目、数量が確保されているものというふうに認識しております。

ただいま御指摘のありました簡易ベッドでござりますけれども、自治体の実情で申し上げます

と、段ボール業界など民間事業者との協定に基づくわゆる流通備蓄の活用、それを活用しての段ボールベッドの調達、これを想定している自治体も見られることから、現在は調査の対象としているところでございます。

一方で、大規模災害の発生時には、各省庁の連携により、被災者支援に不可欠な物資を迅速に調達、輸送するブッシュ型支援が行われているところでございまして、令和二年の七月豪雨におきましても、熊本県に向けて、段ボールベッド千五百個など、必要な物資が支援されたものというふうに承知をしております。

それでも、熊本県に向けて、段ボールベッド千五百個など、必要な物資が支援されたものといふうに承知をしております。

自治体や避難所の個々のニーズや課題を把握して、パック御飯、レトルト食料、カップ麺等、食料のブッシュ型支援とともに、電子レンジ等も支援をしているところですけれども、まだまだ十分とは言えないところがあるうかと思いますけれども、災害対応については不斷の見直しを行うという方針で、被災者へのきめ細やかな支援に努めまいりたいと考えております。

○美延委員 それも是非進めていただきたいと思います。

また、コロナ禍の終息後を見据えて、現在は感染症対策として行われているパーソナルスペースの確保、これも恒常的なものにしていくべきだと

思うんですけども、避難所の環境向上対策の強化について大臣の御所見を伺います。

○小此木国務大臣 コロナの終息に向けては、ただいま政府としても、大勢の皆様方の御努力、御協力をいただきながら努力をしているところでござりますけれども、コロナ禍の災害で、先ほども議論の中にございましたけれども、親戚、知人宅への避難ですか、ホテル、旅館等を含めた多くの避難所の確保、パーティションや段ボールベッド等の活用による避難者のスペースの確保など、様々な取組が行われました。

國としても、避難所として活用の可能なホテル、旅館等や国の研修施設のリストの提供、パーティションや段ボールベッド等を備蓄してブッシュ型支援により被災地へ発送するなど、支援に努めてまいりました。

このために、内閣府として、避難所の供与等に

当たつての具体的な方法については、避難所運営の取組指針やガイドラインを自治体に周知をしておりまして、避難所の生活環境の改善、温かい食事の提供などの対応を求めているところでございます。

昨年七月豪雨災害におきましては、発災直後にこの通知の発出と災害救助法を活用した避難所の生活環境の整備、あるいは適温食の提供等を促しております。

<p>は被災者支援の観点から重要であり、コロナ終息後においても、引き続き、パートナーシップや段ボールベンドの活用により避難所スペースの確保に努める等、コロナ禍における経験を生かし、避難所の生活改善、環境の改善のための取組を進めまいりたいと存じます。</p> <p>○美延委員 大臣、それもしっかりとお願いいたします。</p> <p>次に、日本海溝、千島海溝沖の巨大地震対策について伺いたいんですけれども、内閣府の有識者検討会は、昨年の四月に、北海道から東北の太平洋沖まで連なる日本海溝、千島海溝沿いの巨大地震について、想定されている最大クラスの地震・津波断層モデルの検討結果を公表されております。津波の高さが二十五メートルを超える地域もあり、青森県や岩手県北部では東日本大震災を超える高さになるともと言われております。</p> <p>政府では、東日本大震災の教訓を踏まえ、昨年の四月に、防災対策実行会議において、日本海溝・千島海溝沿いの巨大地震対策検討ワーキンググループを設置されたと聞いております。このワーキンググループでは、二〇二〇年度を目途に、被害想定、防災対策について取りまとめて行うということを聞いておりますが、現時点において、この日本海溝、千島海溝沿いの巨大地震による人的、物的、経済的被害の想定はいかがなものでしょうか。そして、想定される被害を軽減するための防災対策はどのようなものでしようか。殊に、被災想定区域には東日本大震災の被災地が含まれておりますので、震災後に取られました防災対策の効果なども踏まえて御説明いただけますでしょうか。</p> <p>○青柳政府参考人 お答えいたします。</p> <p>委員御指摘のワーキンググループでございますけれども、これまで、人的、物的、経済的被害を推計するための手法について、積雪等により避難速度が遅くなるといった積雪寒冷地特有の課題を検討してきたところでございます。</p> <p>現在、被害想定手法の考え方について、おおむ</p>
<p>ね取りまとまつたところでございますけれども、人の、物的、経済的被害の推計作業については、今年の夏頃までには取りまとめられるよう努めています。</p> <p>それから、防災対策の関係で、それとも、まず、東日本大震災の被災地では、津波防災まちづくりの議論を踏まえて、比較的発生頻度の高い津波を前提とした海岸堤防、この効果が発揮されるよう着実に現在整備が進められているところでございます。</p> <p>一方、今回検討している日本海溝、千島海溝沿いの巨大地震による津波というのは、堤防等の施設のみでは防御することが困難な最大クラスの津波を想定しておりますことから、基本的には住民避難を軸とした対策が基本になると考へているところでございまして、このための対策の取りまとめは、やはり夏頃を目指して、検討をこれからまた引き続き進めていきたいというところでございます。</p> <p>○美延委員 ありがとうございます。</p> <p>昨年、内閣府から震災想定区域の浸水域予測図を公開した際に、当初は岩手県からは、住民の混乱を招く懸念があるとして非公表を要請されたといふことを聞きました。</p> <p>私も、過去に南海トラフ地震のシミュレーション映像を見ましたが、そのときに一緒に見た皆さん、本当にびっくりされておられました。地震に對して正しく恐れるということは重要なと思うに、被災想定区域には東日本大震災の被災地が含まれておりますので、震災後に取られました防災対策の効果などを踏まえて御説明いただけますでしょうか。</p> <p>○青柳政府参考人 お答えいたしました。</p> <p>委員御指摘のワーキンググループでございますけれども、これまで、人的、物的、経済的被害を推計するための手法について、積雪等により避難速度が遅くなるといった積雪寒冷地特有の課題を検討してきたところでございます。</p> <p>現在、被害想定手法の考え方について、おおむ</p>
<p>ね取りまとまつたところでございますけれども、人の、物的、経済的被害の推計作業については、今年の夏頃までには取りまとめられるよう努めています。</p> <p>それから、防災対策の関係で、それとも、まず、東日本大震災の被災地では、津波防災まちづくりの議論を踏まえて、比較的発生頻度の高い津波を前提とした海岸堤防、この効果が発揮されるよう着実に現在整備が進められているところでございます。</p> <p>一方、今回検討している日本海溝、千島海溝沿いの巨大地震による津波というのは、堤防等の施設のみでは防御することが困難な最大クラスの津波を想定しておりますことから、基本的には住民避難を軸とした対策が基本になると考へているところでございまして、このための対策の取りまとめは、やはり夏頃を目指して、検討をこれからまた引き続き進めていきたいというところでございまます。</p> <p>○美延委員 ありがとうございます。</p> <p>昨年、内閣府から震災想定区域の浸水域予測図を公開した際に、当初は岩手県からは、住民の混乱を招く懸念があるとして非公表を要請されたといふことを聞きました。</p> <p>私も、過去に南海トラフ地震のシミュレーション映像を見ましたが、そのときに一緒に見た皆さん、本当にびっくりされておられました。地震に對して正しく恐れるということは重要なと思うに、被災想定区域には東日本大震災の被災地が含まれておりますので、震災後に取られました防災対策の効果などを踏まえて御説明いただけますでしょうか。</p> <p>○青柳政府参考人 お答えいたしました。</p> <p>委員御指摘のワーキンググループでございますけれども、これまで、人的、物的、経済的被害を推計するための手法について、積雪等により避難速度が遅くなるといった積雪寒冷地特有の課題を検討してきたところでございます。</p> <p>現在、被害想定手法の考え方について、おおむ</p>
<p>ですが、最大クラスの津波を対象として、復興事業等で整備している堤防が壊れるという条件であることから、岩手県の被災地で戸惑いの声があります。そのため、混乱が生じないよう県や市町村とともに密に調整を行い、内閣府として丁寧な対応に努めたところではありますけれども、この丁寧な対応というところがやはりどういうふうに伝わるのかということについてもしっかりと認識をしなければなりませんし、実際、それだけの大きなものが来るということも想定をしておかなければなりません。</p> <p>現在、中央防災会議の下に設置したワーキンググループにおいて、最大クラスの津波に対して被害想定や防災対策は検討しているところでありますけれども、このワーキンググループには、北海道知事、釧路市長に加え、東日本大震災における被災自治体である岩手県釜石市長や青森県の八戸市長に委員として御参画いただいて、御意見を伺なながら検討を進めているところであります。</p> <p>今後の被害想定等の公表に当たっては、各道県や市町村と連携しつつ、防災対策による効果を併せて示すことで、深刻な被害様相のみが独り歩きして住民の方々の不安をあおることがないよう配慮はしまりたいと存じます。</p> <p>○美延委員 是非よろしくお願ひいたします。</p> <p>最後に、防災・減災、国土強靭化のための三か年緊急対策についてお伺いいたします。</p> <p>二〇一八年に、私の地元である大阪の北区、私が住まいしているところで震度六弱の地震が起きました。その際に、高槻市で、当時、登校途中の児童が倒れた小学校のブロック塀の下敷きになりお亡くなりになつたという、もう本当に痛ましい事故がありました。</p> <p>これを契機として、全国の学校施設のブロック塀の安全対策が施されているはずですが、それでも、安全対策の状況及び文科省の対応を教えていただけますでしょうか。</p> <p>文部科学省といたしましては、このような痛ましい事故が二度と起こらぬよう、学校施設におけるブロック塀等の安全対策を早急に実施するため、平成三十年度に新たな臨時特例交付金を創設し、希望した全ての地方公共団体に対し補助金を交付するなどの支援を行うとともに、速やかに撤去や再整備といった安全対策の実施を要請してまいりました。</p> <p>その結果、令和二年九月現在の調査におきましては、全学校数の九・六%の学校において、ブロック塀等の安全対策が完了したところでございました。</p> <p>文部科学省といたしましては、このような痛ましい事故が二度と起こらぬよう、学校施設におけるブロック塀等の安全対策を早急に実施するため、平成三十年度に新たな臨時特例交付金を創設し、希望した全ての地方公共団体に対し補助金を交付するなどの支援を行うとともに、速やかに撤去や再整備といった安全対策の実施を要請してまいりました。</p> <p>そこで、混亂が生じないよう県や市町村とともに密に調整を行い、内閣府として丁寧な対応に努めたところではありますけれども、この丁寧な対応というところがやはりどういうふうに伝わるのかということについてもしっかりと認識をしなければなりませんし、実際、それだけの大きなものが来るということも想定をしておかなければなりません。</p> <p>現在、中央防災会議の下に設置したワーキンググループにおいて、最大クラスの津波に対して被害想定や防災対策は検討しているところでありますけれども、このワーキンググループには、北海道知事、釧路市長に加え、東日本大震災における被災自治体である岩手県釜石市長や青森県の八戸市長に委員として御参画いただいて、御意見を伺なながら検討を進めているところであります。</p> <p>なお、未完了のブロック塀等につきましては、学校設置者において優先度を判断いたしまして、人が近寄れない場所であり直ちに安全対策に着手ができないですとか、塀の高さがブロック塀一から三段程度で低いですとか、比較的危険性が低いものというふうに伺っております。しかしながら、この場合においても、立入禁止場所を区画し進入できなくなる措置や、地震災害時における倒壊の危険性を示す表示の設置などによって、児童生徒への安全喚起措置を講じるようお願いしているところでございます。</p> <p>今後も、文部科学省といたしましては、児童生徒の安全、安心を確保する観点から、安全対策が未完了のブロック塀等につきましては、学校設置者に対し撤去等の安全対策が早急に実施されるよう、引き続き指導してまいりたいと思います。</p> <p>○美延委員 是非よろしくお願ひいたします。まああ順調に進んでいるということを聞いて、少し安心はいたしました。</p> <p>大阪北部地震をきっかけに、防災・減災、国土強靭化のための三か年緊急対策というのができ、今年度で終了になりますけれども、総括はどうお考えになつておられるのか。この総括を受けて、五か年加速化対策に向けた取組をいかがなもになさるのか。国土強靭化を進めるに当たつて、大臣の御決意を最後に伺わせていただけますでしょうか。</p>

<p>○小此木国務大臣 一昨年の東日本台風、今委員がおつしやった地震のときも私この任にございました。現地も訪れました。大変痛ましい思いをされました。若い命であったと思います。心から改めて哀悼の意を表する次第でありますけれども、そういう事態が重なり、多くの皆さんの防災あるいは事前防災、こういつたものについての意識が、まだまだとはいえ、高まってきたということ私は事実だと思います。</p> <p>そういう中で、支援もいただいて、三か年の対策につきましては、それぞれの自治体から、あるいは議員の皆様からも、よかったです、是非これからも続けるべきだという声もいただいてまいりました。</p> <p>○美延委員 ありがとうございました。</p> <p>これで終わります。</p> <p>○金子委員長 次に、古川元久君。</p> <p>○古川(元)委員 国民民主党の古川元久です。</p> <p>先日、東日本大地震からちょうど十年を迎えたが、先月も大きな震が起きるなど東北地方は地震が続いておりましたし、東北だけじゃなくて、この十年間、熊本地震を始め大変大きな地震や、あるいは、最近、全国各地でかなり中規模の地震が頻発しております。また、首都直下地震とか南海トラフ地震など甚大な被害をもたらす大地震の発生も、いつあってもおかしくない状況でありますから、こうやってやっている間に起きてもおかしくないという状況にあると思うんです。</p> <p>ちょうど十年前の東日本大地震のときは、これは千年に一度の地震だというふうに言われて、よく想定外という言葉が使われましたけれども、今度こうした大地震が起きた場合に、想定外という言葉を使うことはもう許されないと私は思います。き</p>	<p>ちんとした備えをしておく必要があります。今日はそうした視点から質問したいと思います。</p>
<p>○田中政府参考人 お答え申し上げます。</p> <p>オリンピック・パラリンピックの開催期間中に首都直下地震でも起きた場合に、選手とか関係者、まあ観客は入れるのかどうか分かりませんけれども、そういう場合の避難方法や、どこに避難するかなど、ちゃんと、首都直下地震のような大規模な地震が起きた場合への準備は怠りなく行われているかどうか、そのところを確認したいと思います。</p> <p>○田中政府参考人 お答え申し上げます。</p> <p>オリンピック・パラリンピックの開催期間中において、首都直下地震を始めとした災害対策を通じた安全の確保は不可欠でございます。</p> <p>政府におきましては、内閣総理大臣を本部長とするオリパラ推進本部の下に設置されましたセキュリティ幹事会においてセキュリティ基本戦略を定め、災害対策を進めています。</p> <p>具体的には、東京都や関係自治体、大会組織委員会と連携をして、首都直下地震を始めとした自然災害に対し、大会関係施設ごとに避難方法や避難場所等の計画を策定するとともに、それにに基づく訓練を実施するなど、必要な取組を進めております。</p>	<p>まず、さつき申し上げましたように、首都直下地震も、いつあってもおかしくない。私は、コロナでオリンピック・パラリンピックが一年延期になりましたけれども、ひょっとすると、首都直下地震とかがオリンピックの前とかに起きてオリンピックができなくなるとか、あるいは延期になるとか、そういうことがあるかもしれないなというふうに心配もしていたんですが、今もまだその心配がなくなっているわけではないと思うんですね。</p> <p>ふうに心配もしていたんですが、今もまだその心配がなくなっているわけではないと思うんですね。</p> <p>○田中政府参考人 お答え申し上げます。</p> <p>コロナ禍によって延期をされた後にも、コロナ禍を踏まえた訓練につきまして、なかなか全員集まって訓練をやることというのではなく、図上ですとか、そういう形で訓練を重ねているところでございます。</p> <p>○古川(元)委員 図上とか頭の中でというのでは、やはりやつてみないと、いろいろなことが起きるんですよね。</p> <p>ですから、そこは、頭の中だけでやっていません、何か起きてうまくいかなかつたときに、いやいや、それは図面上ではこうでしたけれども実際にはなんというのは、先ほど申し上げましたが、言い訳としては成り立ちませんからね。</p> <p>いずれにしても、どのみち、オリンピック・パラリンピックをやるんだったら、それはそのとき人が集まって、当然、その中で感染防止をしながらですかね。やはりそこはきちんとやっていたただいたいということをお願いしたいと思います。</p> <p>これはオリンピック・パラリンピックなんですが、それでも、多分、大臣なんかの御地元もそうじやらないかと思うんですけども、コロナが起きてから、大体毎年地域で防災訓練をやっているんですけれども、去年は私の地元でも全部中止になつちゃいました。消防団なんかのいろいろな訓練なんかも中止になっています。</p> <p>これは多分全国的にそういう状況になつているんじゃないかなと思いますが、実際に、全国各地の防災訓練というのがこのコロナ禍でどういう状況なのか、この辺は国としては把握しているんで</p>
<p>しょうか。</p> <p>○荻澤政府参考人 消防庁では、全国の市町村防災訓練の実施状況について、年度ごとに調査、取りまとめを行つてあるところでございますけれども、令和二年度、昨年来の状況でございますけれども、これは年度末をもつてまとめるとしておりまして、直近の状況は把握できておりません。</p> <p>一方、国も関与する共同で行うような訓練について、令和二年度の実施状況についてお答えさせていただきます。</p> <p>例年十一月、津波防災の日を中心いて、内閣府さん、省庁さんと連携いたしまして、緊急地震速報の伝達、また、緊急地震速報の伝達を受けた場合の身を守るシェークアウト訓練等の実施状況を把握しておりますけれども、昨年の十一月の伝達訓練では、百七十五市町村においてシェークアウト訓練、四十の市町村で住民避難訓練が行われました。おおむね平年並みに行われたというふうに認識をしております。</p> <p>一方で、例えば国民保護の共同訓練、これも国、地方で実施しているところでございますけれども、こちらにつきましては、一月、二月に実施を予定していたところについては、規模を縮小する、中止を余儀なくされたというところもござります。</p> <p>各自治体におきましては、感染防止に最大限の配慮を行ながら、危機管理能力向上のための生き残りの訓練を実施していただいているというふうに認識をしております。</p> <p>○古川(元)委員 大臣、防災訓練は、やはり毎年繰り返しやらないとね。やつてているといつても、毎月じゃないですかね、大体一年に一回とかそんなものですから、地域地域で。ですから、ずっと一年もやつていないと忘れちゃう人たちも多いんじゃないかと思いますし、かつ、コロナ禍で、避難方法とか避難所なんかが変わっている。一回つたりもしているようなんですかね、しか</p>	

し、それを見ただけで、いざのときにそういうところに行けるのか、そういう行動ができるかというと、これはなかなか、やはり正直言つて難しいんだと思うんです。

しかも、このコロナはまだまだ、首都圏も緊急事態宣言が解除されるようあります。しかし、今の全国の状況を見ていれば、まだこれからこれじゃできないですねということになってしまふんやないかなと思うんです。

しかし、そういう状況の中でも、さつきから申し上げているような大きな災害というのはいつ起きてもおかしくないわけでありまして、やはり、そういうことを考えると、コロナ禍だから防災訓練ができないというんじゃないなくて、こういうふうにすればできますから、こういうふうにやってくださいというふうに、何か国としてガイドラインを示して、各市町村、そういう末端末端でやっていところの防災訓練が今年は再開をできるように、それを国として促すべきじゃないかと思いますが、大臣、いかがお考えになりますか。

○小此木国務大臣　防災訓練とはまた別なんですけれども、今年に入つて、先ほどからも議論がありましたように、新潟と福島に視察に行きました。現地の視察に私が行きましたけれども、共に緊急事態宣言下であります。何が違うかというと、調査団の数を自ら減らして参りました。防災部局ですから、各省庁と一緒に、ふだんはバス一台で動くということになりますけれども、四人ぐらい、SPを入れて五人ぐらいの中でも、密の対策あるいはその他の対策も取りながら参りましたけれども、日頃行われている民間での、自治体での防災訓練も、そのような心がけといいますか注意が、普通の訓練と違つて必要だと

思います。

防災訓練の重要性、新型コロナウイルス感染症対策に配慮した

が拡大する状況の中ありますので、内閣府と

避難所の開設・運営訓練ガイドラインや関連する

動画を作成して、自治体に送つてあるところです。本ガイドライン及び動画において避難所運営に際しての具体的な手順を示して、安全面に配慮しつつ訓練を実施することを促しているところになります。

また、津波防災の日、これは十一月五日でありますけれども、その前後の期間に地方公共団体で実施された地震・津波防災訓練において、コロナ禍で大人数が集まらないために人数を抑えて訓練を実施したが、その結果を後日ホームページで広く住民に伝えるなどの工夫を行つております。

引き続き、様々な、努力が行われたということを、しっかりと情報収集しながら、あるいは、できればそれは横に展開をすることも考えながら、いろいろな努力をしてまいりたいと存じます。

○古川(元)委員　動画やホームページというのも、それもいいんですけど、大臣はお分かりになると思いますが、今、高齢化も進んでいて、いろいろな防災訓練が今年は再開をできるようしかも、何かあつたときに、避難弱者とかそういう方が、高齢者とかそういう方々、なかなかそういう人たちが、そんな動画を見たりホームページを見たりできないんですよ。やはり実際に動いてみるということが大事だと思うんですね。

ですから、いろいろ制約はあると思いますけれども、ちゃんと、いざというときに命を守つていいためにはやはり日頃の訓練が大事ですから、そこは是非、国としても促していただきたいと思います。

○小此木国務大臣　防災訓練とはまた別なんですけれども、今年に入つて、先ほどからも議論がありましたように、新潟と福島に視察に行きました。現地の視察に私が行きましたけれども、共に緊急事態宣言下であります。何が違うかというと、調査団の数を自ら減らして参りました。防災部局ですから、各省庁と一緒に、ふだんはバス一台で動くことになりますけれども、四人ぐらい、SPを入れて五人ぐらいの中でも、密の対策あるいはその他の対策も取りながら参りましたけれども、日頃行われている民間での、自治体での防災訓練も、そのような心がけといいますか注意が、普通の訓練と違つて必要だと

がありました。防衛警備上必要な人員を考えると、当初、やはりそれだけの動員には、かなり救援に出向いていたとして、本当に頭が下りますが、お願いをして何とか出ていただいた、

そういう記憶があります。ですから、私は非常に心配している。今、十一月のうち相当な日数、全国各地で起きる災害の支援に出向いていたとして、本当に頭が下りますが、お願いをして何とか出ていただいた、

年の中も大きな想定もされているわけですかであります。本ガイドライン及び動画において避難所運営に際しての具体的な手順を示して、安全面に配慮しつつ訓練を実施することを促しているところになります。

また、津波防災の日、これは十一月五日でありますけれども、その前後の期間に地方公共団体で実施された地震・津波防災訓練において、コロナ禍で大人数が集まらないために人数を抑えて訓練を実施したが、その結果を後日ホームページで広く住民に伝えるなどの工夫を行つております。

引き続き、様々な、努力が行われたということを、しっかりと情報収集しながら、あるいは、できればそれは横に展開をすることも考えながら、いろいろな努力をしてまいりたいと存じます。

○古川(元)委員　お答えいたします。

○町田政府参考人　お答えいたします。

防衛省は、甚大な被害が想定されている首都直下地震や南海トラフ地震が発生した場合に迅速かつ組織的に派遣を実施するため、災害の対処計画を策定しております。

首都直下地震におきましては、密集市街地において発生する多数の被災者の方々の救助、そして首都中枢機能の早期回復、これを求められることが想定されます。

したがいまして、自衛隊としましては、ここで地元に所在する地域担任部隊を始め、その被災状況に応じて全国の部隊を集中的に増援するということを計画しております。

また、南海トラフ地震につきましては、中部地方から九州地方までの極めて広い範囲において強烈な揺れや大きな津波による被害が発生する可能性があるところをごぞいます。

したがいまして、これも自衛隊としては、地域の部隊、これに併せて全国からの救援部隊を計画しているところをごぞいます。

東日本大震災の際は、たしか十万人規模の自衛隊の皆さんに被災地に救援、支援に入つていた

方おりました。防衛警備上必要な人員を考えると、当初、やはりそれだけの動員には、かなり防衛省の方、自衛隊の方も難しいという話もあったのですが、お願いをして何とか出ていただいた、

年の中も大きな想定もされているわけですかであります。本ガイドライン及び動画において避難所運営に際しての具体的な手順を示して、安全面に配慮しつつ訓練を実施することを促しているところになります。

また、津波防災の日、これは十一月五日でありますけれども、その前後の期間に地方公共団体で実施された地震・津波防災訓練において、コロナ禍で大人数が集まらないために人数を抑えて訓練を実施したが、その結果を後日ホームページで広く住民に伝えるなどの工夫を行つております。

引き続き、様々な、努力が行われたということを、しっかりと情報収集しながら、あるいは、できればそれは横に展開をすることも考えながら、いろいろな努力をしてまいりたいと存じます。

○古川(元)委員　お答えいたします。

○町田政府参考人　お答えいたします。

防衛省は、甚大な被害が想定されている首都直下地震や南海トラフ地震が発生した場合に迅速かつ組織的に派遣を実施するため、災害の対処計画を策定しております。

首都直下地震におきましては、密集市街地において発生する多数の被災者の方々の救助、そして首都中枢機能の早期回復、これを求められることが想定されます。

したがいまして、自衛隊としましては、ここで地元に所在する地域担任部隊を始め、その被災状況に応じて全国の部隊を集中的に増援するということを計画しております。

また、南海トラフ地震につきましては、中部地方から九州地方までの極めて広い範囲において強烈な揺れや大きな津波による被害が発生する可能性があるところをごぞいます。

したがいまして、これも自衛隊としては、地域の部隊、これに併せて全国からの救援部隊を計画しているところをごぞいます。

東日本大震災の際は、たしか十万人規模の自衛隊の皆さんに被災地に救援、支援に入つていた

方おりました。防衛警備上必要な人員を考えると、当初、やはりそれだけの動員には、かなり防衛省の方、自衛隊の方も難しいという話もあったのですが、お願いをして何とか出ていただいた、

年の中も大きな想定もされているわけですかであります。本ガイドライン及び動画において避難所運営に際しての具体的な手順を示して、安全面に配慮しつつ訓練を実施することを促しているところになります。

また、津波防災の日、これは十一月五日でありますけれども、その前後の期間に地方公共団体で実施された地震・津波防災訓練において、コロナ禍で大人数が集まらないために人数を抑えて訓練を実施したが、その結果を後日ホームページで広く住民に伝えるなどの工夫を行つております。

引き続き、様々な、努力が行われたということを、しっかりと情報収集しながら、あるいは、できればそれは横に展開をすることも考えながら、いろいろな努力をしてまいりたいと存じます。

○古川(元)委員　お答えいたします。

○町田政府参考人　お答えいたします。

防衛省は、甚大な被害が想定されている首都直下地震や南海トラフ地震が発生した場合に迅速かつ組織的に派遣を実施するため、災害の対処計画を策定しております。

首都直下地震におきましては、密集市街地において発生する多数の被災者の方々の救助、そして首都中枢機能の早期回復、これを求められることが想定されます。

したがいまして、自衛隊としましては、ここで地元に所在する地域担任部隊を始め、その被災状況に応じて全国の部隊を集中的に増援するということを計画しております。

また、南海トラフ地震につきましては、中部地方から九州地方までの極めて広い範囲において強烈な揺れや大きな津波による被害が発生する可能性があるところをごぞいます。

したがいまして、これも自衛隊としては、地域の部隊、これに併せて全国からの救援部隊を計画しているところをごぞいます。

東日本大震災の際は、たしか十万人規模の自衛隊の皆さんに被災地に救援、支援に入つていた

方おりました。防衛警備上必要な人員を考えると、当初、やはりそれだけの動員には、かなり防衛省の方、自衛隊の方も難しいという話もあったのですが、お願いをして何とか出ていただいた、

年の中も大きな想定もされているわけですかであります。本ガイドライン及び動画において避難所運営に際しての具体的な手順を示して、安全面に配慮しつつ訓練を実施することを促しているところになります。

また、津波防災の日、これは十一月五日でありますけれども、その前後の期間に地方公共団体で実施された地震・津波防災訓練において、コロナ禍で大人数が集まらないために人数を抑えて訓練を実施したが、その結果を後日ホームページで広く住民に伝えるなどの工夫を行つております。

引き続き、様々な、努力が行われたということを、しっかりと情報収集しながら、あるいは、できればそれは横に展開をすることも考えながら、いろいろな努力をしてまいりたいと存じます。

○古川(元)委員　お答えいたします。

○町田政府参考人　お答えいたします。

防衛省は、甚大な被害が想定されている首都直下地震や南海トラフ地震が発生した場合に迅速かつ組織的に派遣を実施するため、災害の対処計画を策定しております。

首都直下地震におきましては、密集市街地において発生する多数の被災者の方々の救助、そして首都中枢機能の早期回復、これを求められることが想定されます。

したがいまして、自衛隊としましては、ここで地元に所在する地域担任部隊を始め、その被災状況に応じて全国の部隊を集中的に増援するということを計画しております。

また、南海トラフ地震につきましては、中部地方から九州地方までの極めて広い範囲において強烈な揺れや大きな津波による被害が発生する可能性があるところをごぞいます。

したがいまして、これも自衛隊としては、地域の部隊、これに併せて全国からの救援部隊を計画しているところをごぞいます。

東日本大震災の際は、たしか十万人規模の自衛隊の皆さんに被災地に救援、支援に入つていた

方おりました。防衛警備上必要な人員を考えると、当初、やはりそれだけの動員には、かなり防衛省の方、自衛隊の方も難しいという話もあったのですが、お願いをして何とか出ていただいた、

か、やはりよくここも考えていかなきやいけない
んじやないかと思います。

また同時に、最近、コロナでも自衛隊の皆さん
にお手伝いいただきたりとか、そういうことがあ
るわけなんですが、自衛隊の皆さんは本当に迅速
に、しかも、被災地なんかでも復旧を大変素早く
ドラスチックにやつていただけるので、大変あり
がたいんですけど、ともすると、逆に、余り
にもそこで自衛隊の皆さんがやつてくださるとい
うのにちょっとと頼り過ぎている嫌いもあるんじや
ないかなと。

ですから、もう少し自衛隊の皆さんのが負担を減
らし、しかし、ちゃんと災害の復旧、即応できる
ための災害対応の在り方というのも、これだけ
災害が頻発している、しかも大規模化している、
そういう状況を考えますと、何でも自衛隊、自衛
隊というだけでは、自衛隊の皆さんや、あるいは
自衛隊のやらなきやいけない国防との両立、そ
ういう中で難しくなってくる部分も出てくるんじや
ないかと思うんですが、この災害対応の在り方に
ついて考えるべきときに来ているんじやないかと
思いますが、最後に大臣の認識を伺いたいと思
います。

○小此木国務大臣 安全保障の環境が非常にこ
数年で厳しいものになつているということは認識
しております、私の所管ではございませんけれど
も。

そういう中で、気候変動の変化と言われるよう
に、災害の頻発、激甚、こういう言葉も使われる
中で、ですからこそ自衛隊の皆さんには心から感
謝をしておりまし、自衛隊だけじゃなくて、被
災地に行けば、警察も消防も、いろいろな力が合
わさせて、現地の方々と一緒にになって活動されて
おられます。

安全保障もそう、そして災害の頻発化もそう、
そういう中で、おっしゃるように、これは考えて
いかなければいけません。

今まで、防衛省においても、大規模災害に際
して十分な規模の部隊を迅速に輸送、展開して、
安全保障もそこまで、そして災害の頻発化もそ
ういう中で、おっしゃるように、これは考えて
いかなければいけません。

初動対応に万全を期すため、輸送機などの装備品
の充実や、災害派遣活動の拠点となる駐屯地や基
地の機能の維持強化に取り組んできたところであ
ります。これから更に災害派遣を効果的、効率的
に実施する努力もしていかなければならないとい
うふうに思います。

例えば、令和二年八月には、防衛省と環境省と
が連携して、災害廃棄物の撤去等に係る連携対応
のマニュアルを作成し、災害時における被災自治
体、ボランティア等の関係者間の情報共有、調整
など、協力体制の構築方法や、それぞれの役割分
担などの整理をして、災害廃棄物の発生に円滑か
つ迅速に対応する体制を整備してまいりました。
自衛隊の活動が長期化しないような工夫もしな
がら、これも政府全体で考えいかなければなら
ないと思っています。

○古川(元)委員 時間になりましたので終わりま
すけれども、これだけ災害が多発、そして大規模
化している中で、災害対応の在り方、しっかりと國
民の命を守つていくためには、やはりちょっとこ
こは抜本的に見直す時期に来ているんじやないか
なということを最後に申し上げて、質問を終わり
たいと思います。

どうもありがとうございました。

○小此木国務大臣 安全保障の環境が非常にこ
数年で厳しいものになつているということは認識
しております、私の所管ではございませんけれど
も。

○金子委員長 この際、地震防災対策特別措置法
の一部を改正する法律案起草の件について議事を
進めます。

本件につきましては、先般来理事会等で御協議
をお願つておりますが、協議が調いましたので、
委員各位のお手元に配付いたしましたとおり委員
長において起草案を作成いたしました。

本起草案の趣旨及び主な内容につきまして、委
員長から御説明申し上げます。
地震防災対策特別措置法は、阪神・淡路大震災
の教訓を踏まえ、平成七年六月に、地震による災
害から国民の生命、身体及び財産を保護するた
め、地震防災緊急事業五か年計画の作成及びこれ
を実施することにより、地震防災緊急事業五か年
に資することを目的として、本委員会の提出によ
り制定されたものであります。

に基づく事業に係る国の財政上の特別措置等につ
いて定めることにより、地震防災対策の強化を図
り、もつて社会の秩序の維持と公共の福祉の確保
に資することを目的として、本委員会の提出によ
り制定されたものであります。

地震防災対策特別措置法の一部を改正する法律
案起草の件につきましては、お手元に配付してお
りますとおりの起草案を委員会の成案とし、これ
を委員会提出法律案と決するに賛成の諸君の起立
を求めます。

○金子委員長 お諮りいたします。
地震防災対策特別措置法の一部を改正する法律
案起草の件につきましては、お手元に配付してお
りますとおりの起草案を委員会の成案とし、これ
を委員会提出法律案と決するに賛成の諸君の起立
を求めます。

地震防災対策特別措置法の一部を改正する法律
案起草の件につきましては、お手元に配付してお
りますとおりの起草案を委員会の成案とし、これ
を委員会提出法律案と決するに賛成の諸君の起立
を求めます。

○金子委員長 起立總員。よつて、そのように決
しました。
〔異議なし〕と呼ぶ者あり

○金子委員長 御異議なしと認めます。よつて、
そのように決しました。

○金子委員長 御異議ありませんか。

〔異議なし〕と呼ぶ者あり

○金子委員長 御異議なしと認めます。よつて、
そのように決しました。

○金子委員長 本日は、これにて散会いたします。

午後零時十九分散会

以上が、本起草案の提案の趣旨及びその内容で
あります。
○小此木国務大臣 本法律案の提出に際しての議
論案
〔本号末尾に掲載〕

○金子委員長 この際、本起草案につきまして、
衆議院規則第四十八条の二の規定により、内閣の
意見を聴取いたします。小此木防災担当大臣。

○小此木国務大臣 本法律案の提出に際しての議
論案
〔本号末尾に掲載〕

○金子委員長 この際、本起草案につきまして、
法律
法律
地震防災対策特別措置法の一部を改正する法律
案
〔本号末尾に掲載〕

等の措置の有効期限を令和八年三月三十日まで延長する必要がある。これが、この法律案を提出する理由である。

本案施行に要する経費
本案施行に伴い、令和三年度における地震防災緊急事業に係る国の負担又は補助の総額は、約四千九百十億円となる見込みである。

令和三年四月五日印刷

令和三年四月六日発行

衆議院事務局

印刷者

国立印刷局

K